
油濁基金 だより

No. **50**
1992.8



財団法人 漁場油濁被害救済基金



大量のオイルボールが広範囲に巨り漂着、手づかみによる清掃風景（平成4年1月5日発生、長崎県北松地区）

目 次

（寄稿）

- | | |
|------------------------------|----|
| 1 漁業被害解決の手引き（その1）／成田健治 | 1 |
| 2 海洋汚染防止活動事業の概要／葛西清之 | 10 |

（調査報告）

- | | |
|--------------------------|----|
| 漂流油の効率的回収手法の開発検討調査 | 14 |
|--------------------------|----|

（基金記事）

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1 労務費及び漁船用船費の改訂について | 23 |
| 2 「油濁基金だより」のアンケート調査について | 24 |
| 3 平成3年度事業の概要 | 26 |
| 4 平成3年度漁場油濁被害発生図 | 31 |
| 5 平成3年度漁場油濁被害発生状況一覧表 | 32 |
| 6 中央審査会の動き | 35 |
| 7 地方審査会の動き | 40 |
| 8 評議員の委嘱について | 41 |
| 9 中央審査会委員の委嘱について | 42 |
| 10 地方審査会委員名簿 | 43 |

（紹介）

- | | |
|---------------------------|----|
| （社）海と渚環境美化推進機構／吉崎 清 | 50 |
|---------------------------|----|

- | | |
|-----------------|----|
| （官庁等人事異動） | 51 |
|-----------------|----|

（編集後記）

- | | |
|-------------------------|--|
| （人物紹介）（財）千葉県漁業振興基金／畠山俊之 | |
|-------------------------|--|

(寄稿)

漁業被害解決の手引き（その1）

弁護士 成田 健 治

- I 漁業被害補償の基本的事項（その1）
- II 初動対策と権利保全処置（その2）
- III 船主責任制限法（その3）

この漁業被害解決の手引きは、事故発生時における漁業関係者が適確で速やかな措置、特に初動体制について、現場で使える平易な解説書として、全国漁場環境保全対策協議会が昭和62年10月に発行

したものであります。

弁護士成田健治氏の指導のもとに3回のシリーズで掲載することを予定しており、今回はその第1回目である。

I 漁業被害補償の基本的事項

1. 責任の原則

「故意または過失によって、他人の財産や身体や名誉（広く他人の権利）を侵害した者は、この侵害行為によって生じた損害を賠償する責任を負う」（民法第709条）

この、民法第709条が全ての漁業被害発生事故による補償請求権の法律的根拠になります。因みに、この民法第709条の責任原則は、漁業被害発生事故に限らず、大きくは、全国で行われている公害事件、交通事故の賠償請求事件等全ての前提になっており、日本の法律の条文中でも、最も多く適用例があるといつてよいものです。この条文にある“侵害行為”

を法律用語でいいますと「不法行為」といい、漁業被害の補償請求権は、法律的には「不法行為による損害賠償請求権」ということになります。又、海上で貨物船とタンカーが衝突して油が流出し、この事故に全く関係のない第三者たる漁業者が、その流出油により漁業被害を受けた時は、侵害行為をなしたものは、上記の貨物船とタンカーの2者なので、このような場合を「共同不法行為」というのが法律的な把握になります。後にこの共同不法行為については、詳しく述べますが、第三者たる漁業者は、どちらの船主から、いくら補償をもらえるかといった問題も生じてくることになります。

漁業補償を獲得するには、上記の民法第709条に、該当する事件でなければならぬわけですが、これには次の三つの要件が必要になってきます。

- ① 事故が船舶の故意又は過失によって発生したものであること。（故意、過失）
- ② その事故により、漁業被害が発生したこと。（損害発生）
- ③ 損害が事故によるものであること。（因果関係）

従って、事故が全くの不可抗力であるとか（もっとも、よほどの事情がない限り不可抗力の主張が通ることはありません）

損害は発生したが、その事故による流出油によるものであるかどうか原因が不明であるような場合は、補償請求権は、発生しないことになります。

イ) 故意、過失

「故意」とは「わざと、意識して」という意味で、「過失」とは「不注意で、ミスで」という意味であることはいまでもありません。漁業損害が発生する事件では、この故意の問題はほとんど問題になっていませんが、故意との関連で注意すべき点が3つあります。

まず第1は、故意であろうと、過失であろうと、漁業被害額には全く差異がないことです。たとえば故意に廃油を投機した場合であっても、漁業被害額は、操船ミスによる油流出事故の被害額と同一

ということになります。（もっとも、刑事事件として故意の廃油投棄者が処罰されることは別問題です。）

第2は、故意の場合は、P・I保険ではカバーしないという点です。P・I保険というのは、一般の海上保険である船舶保険や積荷保険などと異なり、第三者たる漁業者の損害をカバーする保険をいいます。従って、通常の事故による漁業補償は全て、このP・I保険から支払われます。前述の不法行為論からいえば、第一次的に補償責任を負い、補償金を支払うのは、侵害者たる船主又は船長になるわけですが、現実には全てこのP・I保険からの支払いによるもので、従って、直接の交渉の相手はP・I保険側の弁護士或いはその鑑定人（サーベイヤ）となっている構造があり、P・I保険を抜きにして事件の早期解決は考えられない状態にあります。

第3に故意の問題として重要なのは、船主責任制限との関係です。船責法第3条、油濁損害賠償法第5条によれば、船舶所有者又は船長の故意により事故が発生した場合は、責任制限ができないと定められています。そもそも、責任制限の制度は、極めて危険の伴う海上運送企業の責任を上限を区切って軽減しようという発想の下に制度化されたものであり、わざと事故を起こした船主等までも、責任制限をしてその義務を軽減させる必要はないので、この規定は当然のこととい

えます。従って、この場合船主は、責任限度額にかかわらず、無限に全ての損害を賠償することになります。前述の通り、P・I保険もカバーしないこととなりますので、事態はいつそう困難になると思われます。

次に「過失」についてですが、改正前の船主責任制限法においては、船舶所有者自身の過失があった場合は責任制限ができない旨定められていましたが、新法においては船長、船主とも責任制限ができない場合が統一され、

「損害の発生のおそれのあることを認識しながらした自己の無謀な行為」の場合に限って責任制限をすることができないと改正されましたので、一口に例えば単純な「過失」概念が放棄されたともいえるわけです。

つまり「無謀性」が重要な概念になったといえます。（この無謀性の具体的内容については後述します。）

ロ) 因果関係

因果関係とは、漁業被害の発生が、海難事故によるものであり、それ以外の原因はないという関係のことで、原因者が判明している事故の場合は、前例からいっても余り問題になったケースはありません。しかし、漁業補償請求権の前提としては、この因果関係の存在が絶対不可欠の要因となってきますので注意すべき点です。例えば、事故は起こしたが、のり

網に被害を与えた油は、自船の流出した油ではないとか、夜間航行中に定置網を損壊しても自船には何のこん跡もないし、ショックもなかった等を船舶側が主張してきますと、正に論争の重点が、この因果関係の有無にかかわってくるわけです。

従って、漁業者としては、船舶側が因果関係を否認してくるような油濁事故の場合には漂着油を各ポイントで採取しておくとか、海上保安部へ働きかけて、船舶内の油を検体として採取しておく必要があり、又、漁船・漁網損壊事故のような場合は後述の現認証を獲得しておくとか、漁船には常にカメラを常備して、後々の証拠のために、その撮影写真を保存しておくとかの措置が必要になってきます。カメラの常備などは、わずらわしいことではありますが、前述の通り、因果関係を否認された時の効果を考えますと、無視することはできなくなります。

次に、因果関係の点で、漁業者によって不利な点は、因果関係があるということ、客観的に第三者に認めてもらう証拠をそろえる責任が漁業者側にあるという点です。（これを立証責任といいます。）従って、近くに他の船がいなかったのだから、その船に違いない程度の主張ではとまらないこととなります。この第三者とは、終局的には裁判所の裁判官になるわけですので事故直後の素速い対応が特に要求されるといえるでしょう。

2. 原因者不明事故の場合

上述の責任の原則からいえば、当然のことながら不法行為者（加害者、加害船）たる原因者が特定できず、不明の場合はいかに漁業損害が膨大な額になろうと填補されないのが法の原則です。

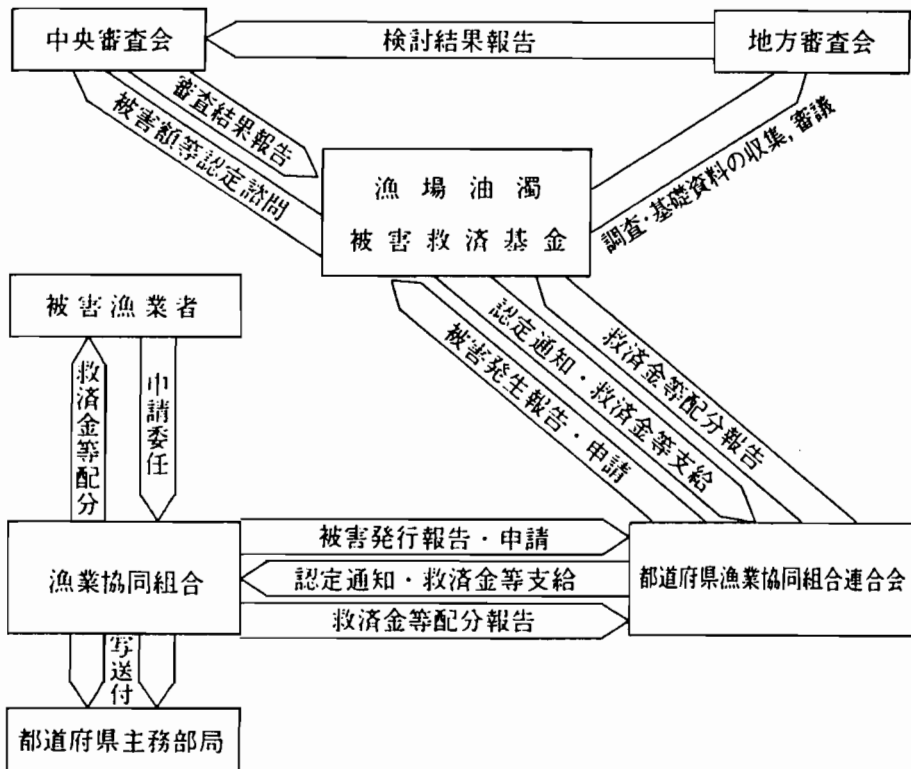
しかし、昭和50年に「(財)漁場油濁被害救済基金」が設立され、原因者不明の油濁事故による漁業損害に限り、上記基金より救済されることになり、現在では漁業者にとって非常に有益な存在となっています。その仕組みを下記に概述します。

基金の仕組み

漁場油濁の事故が発生した場合は、被

害漁業者等は直ちにもよりの海上保安庁その他の関係行政機関に通報するとともに、各機関と協力して漁業被害の発生又は拡大の防止と原因者の究明に努めます。漁場油濁の原因者が判明しない場合は、原則として事故発生後60日以内に漁場油濁被害救済金の支給または防除・清掃作業に要した費用の支弁について、漁業協同組合等が申請者となり各県漁連を通じて基金に申請します。

基金は、この申請額が適正なものであるかどうかを中央審査会に諮り審査します。被害の規模が大きい等の場合には前もって地方審査会を開き検討します。



（注）1. 本基金は、原因者不明の漁網損壊事件などについては対象になりません。

2. 本基金は、原因不明者による漁業本体損害に限らず、油の防除・清掃費用も救済の対象になります。

審査の結果に基づいて基金は、救済金または防除費を各県漁連を通じて申請者へ交付します。

3. 共同不法行為（船舶衝突等による油流出）

共同不法行為（民法第719条に規定されています。）という、いかにも難解な感じがしますが、要するに加害者が1人ではなく、複数である場合の事件を総称するわけです。漁業者にとって、典型的な例は、船舶の衝突により、油が一方或いは両方から流出して、それにより漁業被害が発生したというような場合です。このような場合、衝突の原因（つまり過失の割合のことです。）がA船が7割、B船が3割であったとしても漁業者側はA船に損害額の7割、B船に損害額の3割を請求するというのではなく、A船、B船いずれにも損害額全額（10割）を請求することができるのです。もっとも、最終的な回収額は2倍になるということではなく、あくまでも回収総額は10割止りであることはいうまでもありません。

従って、理論的にはA船、B船の過失の割合が99%対1%であったとしても、A船側に資力がなく、P・I保険にも加入していないような場合には、1%の過失しかないB船に対して、100%の損害賠償請求をすることができ、この民法第719条の規定は、被害者である漁業者にとって、極めて有利かつ実際的なものである

ということができるといえます。

なお、当然のことながら、全ての船舶衝突事故の場合に、両船いずれにも全額請求できるということではなく、あくまでも“共同不法行為”が前提になりますので、例えば法規にのっとって停船中のA船に、見張り不十分のB船が追突したような場合については、A船には過失がないこととなりますので、勿論A船に対して、漁業者側から賠償請求をすることはできません。

しかし、漁業者は船舶衝突には全く関係のない第三者ですので、A、B船のいずれに過失があるのか、或いはその割合はどの位なのかといったようなことは、当事者でないのでわかりようがないわけで、ここに船舶衝突事故における漁業者側の対応が微妙になってくる余地があるのです。

しかしながら、「共同不法行為」に関して、漁業損害は両船の過失割合にかかわらず（100：0は除く）、とり易い方から補償金をとるということを本項では注意すべきと考えます。

[参考] 船舶衝突の過失割合（海難審判 裁決例）

海難審判の裁決（裁判での判決に該当します。）にはおおよそ4つの原因判断があると分類されます。

a [一方的過失の場合]

裁決主文例

「本件衝突は受審人〇〇〇〇の運航



に関する職務上の過失に因って発生したものである。」

- b [一方的過失だが理由中に相手船の注意義務違反も言及している場合]

裁決主文は上記 a と同じですが、その理由中に「相手船の受審人〇〇〇〇においても見張りが不十分であったきらいがあるが……」と記載のあるもの。(このような場合を“きらい付理由”と俗称します。)

- c [主因、一因の場合]

裁決主文例

「本件衝突は受審人〇〇〇〇の運航に関する職務上の過失に因って発生したが、受審人××××の運航に関する職務上の過失もまたその一因をなすものである。」

- d [過失五分五分の場合]

「本件衝突は受審人〇〇〇〇及び受審人××××の運航に関する各職務上の過失に因って発生したものである。」

およそ、海難審判の原因判断は上記の4つであります。漁業者側によっては、c 及び d の場合については、両船の過失があることは明らかでありますので、共同不法行為として、両船に対し、損害額全額の請求をすることができます。問題なのは、a と b の場合でいずれも一方的過失ではありますが、b の“きらい付”の場合は、主文で認定されていなくとも、理由中で過失について言及されているならば1割～2割の過失があるものとして、

この船舶の方に損害額の全額を請求できると考えるのが漁業者側の対応としてはよろしいでしょう。ただ、a の場合は、非常に問題で常識的には、過失のない(かつ、裁決理由中にも過失の言及がない場合)船舶に対しては、賠償請求ができないと考えるべきでしょう。

(注)1.

商法(海商法編)

[衝突による損害の負担]

第797条船舶が双方ノ船員ノ過失ニ因リテ衝突シタル場合ニ於テ双方ノ過失ノ輕重ヲ判定スルコト能ハサルトキハ其衝突ニ因リテ生ジタル損害ハ各船舶ノ所有者平分シテ之ヲ負担ス

2. なお、座礁、座洲、バルブ操作ミス、船舶の定置漁具損壊等による漁業損害発生事故のような「単船事故」の場合は、この項の「共同不法行為」を考慮することなく速やかに請求手続をおこしていくことが肝要です。

4. 漁業被害の種類

過去の前例から漁業損害の種類を列挙しますと大体次のような項目があり、各事故にあたって、あてはめると参考になるでしょう。

- a 漁獲の減少及び魚価低落による損害
- b 根付資源(貝類、海そう類)の損害
- c 休漁損害(出漁不能損害)
- d 養殖漁業損害(のり、ハマチ養殖など)
- e 漁場喪失による損害(沈船の場合など)

- f 組合手数料減損害
- g 防除対策に要した資材等の損害
- h 清掃人件費、用船、車輛等の損害
- i 漁具、漁船等の汚染、損壊の損害
- j 漁業種類転換及び漁場転換による損害
- k 漁獲物の販売不能及び返品による損害
- l 事故処理等に要した会議費等の組合損害

(注)1. 大事故の場合、常に問題となるのは、今後発生するかもしれないが、現在損害は顕在化していないときには、原則として補償請求権は発生しないということです。「損害の発生」とは、現実に損害が発生しているか、将来の損害が間違いなく予想され、かつ、その損害額も推定ではあるが、ある程度正確に把握できる場合に限られます。

2. 慰籍料請求権

漁業損害（大体損害、防除損害費等、但し人身損害は除く）が発生したとき、大変な迷惑を受けたのだし、精神的にも非常に苦勞したというような場合、慰籍料を請求することができるかという問題です。

結論をいえば実務上は、財産権の侵害についてその補償がなされれば、よほどのことがない限りその他の請求（つまり慰籍料請求）はできないと裁判所の判例はいつています。判例によりますと、「財産権の侵害に基づく精神的損害の賠償を求め得るためには、侵害された財産権が、当該被害者にとって、特別主観的、精神的な価値を有し、そのため単に財産的損害の賠償だけではとうてい償いえないほど甚大な精神的苦痛を伴ったものに限る」といっており、通常の漁業損害事件では、ほ

とんどこの慰籍料は獲得できないと考えるのが適當のようです。

従って、極端な例をいえば父ゆずりの漁船で、極めて精神的なよりどころとなっていた場合の漁船損壊事故などの場合は、或いは請求できるかもしれません。

5. 被害者は組合か組合員か

漁業被害事故が発生した場合、直接に被害を蒙るのは組合ではなく、組合員であることはまず注意する必要があります。

勿論、組合自営の漁業が損害を受けた場合は、その被害者は組合自身になりますが、それ以外の通常の場合は、組合損害として発生するのは歩金、共販による手数料減損害と対策会議費等のみということが出来ます。

しかし、現実には組合員、或いは組合の損害として加害船側に請求する例がほとんどですので、訴訟等になった場合を除き、今までのやり方を特に変更する必要はないとも思えます。（しかし、原則はあくまでも個別損害積上げ方式によります。）

(注)1. 訴訟になった場合には、組合員個人個人の損害を各々に分けて請求する手続を省略するため、「選定当事者制度」（民事訴訟法第47条）があります。

しかし、この場合でも組合は本人として原告になるわけではありません。（被害組合員全員よりの委任状の代りに選定書をとることになる。）

2. 加害船側との和解書においては、「〇〇組合及び傘下構成組合員」を当事者とする場合が多いようです。

3. 補償金の配分は、厳密に言えば組合員の個別の損害を各々算出して、獲得額に応じて配分することになります。

6. P・I 保険

イ) P・I 保険の意味

P・I 保険とは、船舶の運航に伴って生じる。船舶所有者や運航者の責任を担保する。(つまり、その損害の支払いをする) 保険のことをいいます。東京海上、大正海上等の大保険会社の船舶保険(海上保険とも呼ばれています)は、船体の損害や属具などの損失、損害を担保し、又、積荷については、積荷保険などありますが、船舶が海難事故を起こし、漁業者などの第三者に対して与えた損害は担保しません。このように、漁業損害や油濁海面清掃費、港湾設備に与えた損害等、第三者に対する損害をカバーするのが、P・I 保険と考えてよろしいでしょう。

P・I 保険の㊸は Protection (防護) ということ、船舶所有者の第三者に対する責任を防護して、その損害支払いを担保するということ、㊹は Indemnity (補償、賠償) ということ、積荷の運送人としての運送契約上の賠償責任をカバーすることを示しています。

又、P・I 保険は、車輛保険や船舶保険などの物体の損害を担保する“物保険”とは異なり、損害賠償責任を担保しますので、“責任保険”ということができません。

ロ) P・I クラブ

P・I 保険を専門的に行う保険者を通称 P・I クラブといいます。これは、その保険事業の主体が株式会社や、相互会社などの会社組織ではなく、船舶の所有者や、運航者などで構成されている組合組織であるために“クラブ”と呼ばれているのです。つまり、船舶所有者や運航者が、組合を組織し、それぞれがその組合員となって、組合員の船舶が事故を起こして、漁業補償などを支払わなければならないときに、相互に保険しあって、助けあおうとする内容から、“クラブ”の呼び方が通称となっていると考えてよいでしょう。従って、P・I 保険会社という呼び方はありません。

日本には、「日本船主責任相互保険組合」(通称ジャパン P・I・A といいます) という世界でも有数の大 P・I クラブがあります。

ハ) 漁業補償と P・I 保険との関係の実態

漁業被害の発生する事故が起こった場合、漁業者として、まず最初に相手方するのは、加害船の船長であり(外国船の場合、船舶所有者は普通、日本国内にいないので、船長が船籍港外では、全ての代表権をもっています)、次に船舶所有者ということになります。しかし、結局、最終的に漁業補償の支払いをするのは、P・I 保険クラブです。現実の事件の解決処理としては、全てこの P・I 保

険との交渉によることとなります。具体的にはP・Iクラブが委任した代理人弁護士、或いはサーベイヤーが直接の交渉の相手方となります。形式上は、弁護士、サーベイヤー等は、全て加害船の船主代理人として行動し、実際上は、P・Iクラブの利害に基づいて行動しているという構図になっていますので注意しておくべきでしょう。又、最終的には結論を出すのは、外国船の場合、外国のP・Iクラブですので、日本の漁業の実態をつかみきれないため、しばしば、多くの時間を要することになるのが現状です。

又、補償金自体も、ドル建、ポンド建で日本に送金されてきますので、この点でも若干の時間を要します。このように、決定権を外国のP・Iクラブの担当者たる外国人がなすため、日本船以外の事故の場合は、これらのP・Iクラブの担当者の理解をP・Iクラブ代理人弁護士（これは日本人です）を通じて極力とる必要があるわけです。最近では“のり”は“NORI”で通用するようになりましたが、外国では、ノリを食用とする習慣がないために、ノリ損害の実態を理解させるためには、大変な苦勞をした経験がありました。現在でも、ナマコ、ワカメや養殖漁業の実態を理解させることが難しい現状は残っているといっても過言ではないでしょう。

これに比し、日本船の事故で、相手が前述したジャパン・P・I・Aの場合は、

比較的に事件の解決が早いようです。これは、交渉当事者が共に日本人であるということによる習慣の理解を省くことができるからだと思います。この関係から、外国船の場合は、損害を証明する資料の正確性、合理性が厳しく要求されることがわかると思います。要するに外国人が見ても損害発生が間違いのないものである必要があるわけです。従って、日本的感覚に基づく、迷惑料、見舞金、つかみ要求の金銭などは、多くの場合全く配慮されないこととなります。



著者 近影

海洋汚染防止活動事業の概要

財団法人 海上保安協会
業務部長 葛西清之

まえがき

広大なわが国の周辺海域で発生する海洋汚染を防止するためには、海上保安庁の実施する監視・取締りに対する民間の協力体制を整備することが急務であるとの見地から、各種の公害が社会的問題として世間から注目され始めた昭和47年度より、財団法人日本船舶振興会の補助事業として、海上保安庁の指導を受け本事業を開始したものである。以来現在まで継続実施しているが、昭和60年度からは海洋汚染の監視通報と並んで、海洋汚染を未然に防止するため各種の啓蒙活動を実施している。

以下本事業の概要を述べることとする。

1. 海洋汚染防止推進員（海洋汚染防止モニター）

(1) 推進員の人選

本事業の中核となる推進員は、海上保安庁の出先機関である海上保安部署が、その管轄する地区から選出した適任者570名を海上保安庁が当協会に推薦し、当協会会長が推進員に委嘱している。

なお、推進員は、海上公害に深い関心を有する一般民間人のなかから人選され

るが、職業分野別に分けると、平成2年度においては、海事関係者218名（38%）、漁業関係者213名（37%）、その他139名（25%）となっており、海に関係する仕事をしている者が431名（75%）を占めている。

(2) 推進員手帳

当協会は、推進員の活動に必要な通報要領、関係法令、用語その他必要な事項を取りまとめた「海洋汚染防止推進員手帳」を作成、所属支部長より推進員に交付している。

(3) 推進員の活動

推進員は、当協会の支部に所属し、日常所轄海上保安部署の指導のもとに、海洋汚染の監視・通報及び海洋汚染の防止に関する啓蒙活動を実施している。

(4) 月間報告書の提出

推進員の活動実績は、月間報告書として1月分を取りまとめ、所属支部、所轄の海上保安部署、当協会へ組織の順序を経て報告され、その成果が活用されている。

なお、月間報告書は、大別して監視活動、汚染発見報告、啓蒙活動等に分類されており、汚染発見報告は、油、油以外、赤潮、廃船、通報日時等に区分されてい

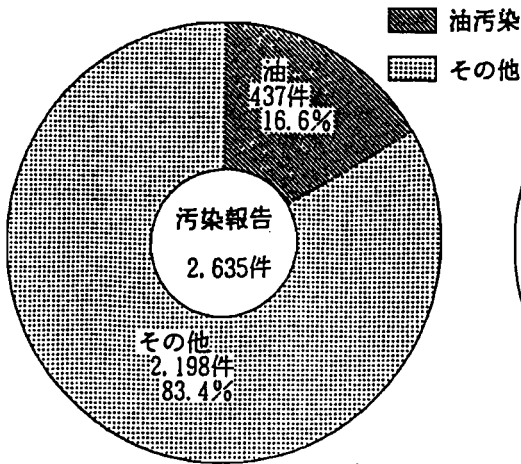
る。

2. 海洋汚染監視活動

(1) 海洋汚染の報告実績

平成2年度における汚染報告実績は2,635件で「油」及び「その他」の関係は図-1に示すとおりで「油」は437件(16.6%)、その他は2,198件(83.4%)で、それぞれ前年よりは減少している。

図-1 平成2年度汚染報告実績



(2) 油による汚染

平成2年度における油による汚染は437件で、本事業を開始した昭和47年度からの推移を見ると図-2のように、逐年減少の傾向にある。

なお、油汚染源の構成比は、図-3のとおりとなっている。

図-3 平成2年度油汚染源構成図

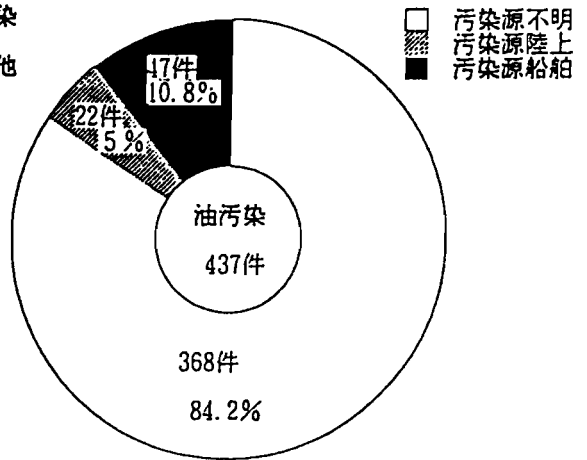
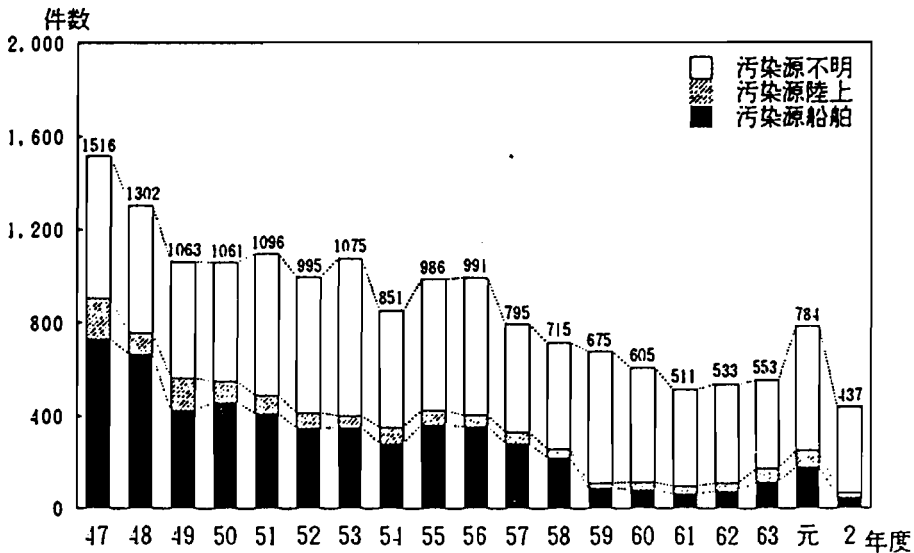


図-2 油汚染報告件数の推移



(3) その他による汚染

平成2年度におけるその他の汚染報告実績は2,198件で、昭和47年度からの報告件数を比較すると図-4のとおりで、その構成比は図-5のとおりとなっている。

なお、その他の汚染に含めて処理している廃船及び赤潮については、いずれも不明の項目に含めているが、平成2年度における報告は、赤潮が327件、廃船が229件となっている。

図-4 その他汚染報告件数の推移

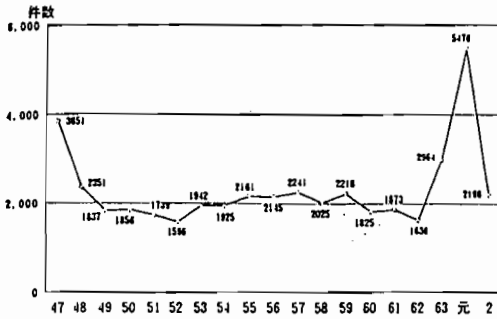
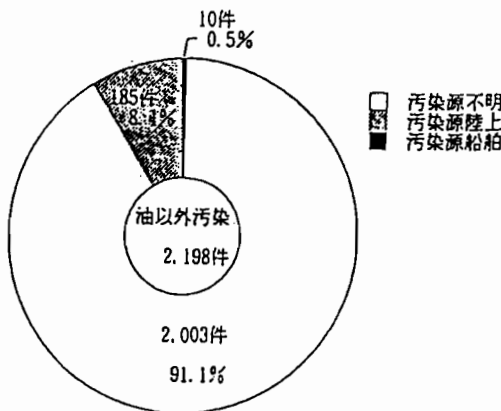


図-5 平成2年度その他汚染源構成図



3. 海洋汚染の報告、通報及び措置

推進員からの汚染発見報告は、その都度所轄の海上保安部署に通報されており、関係法令に基づく防除措置、捜査及び指導・警告等の措置がとられている。

4. 海洋汚染の防止に関する啓蒙活動

本啓蒙活動は、海洋の汚染を未然に防止するため行う各種の啓蒙活動で、監視通報活動と並んで重要な2本柱の一つとして位置づけ昭和60年度から報告、集計を始めたもので、平成2年度における報告件数は9,891件と昭和61年の1,931件に比較し5倍に上昇している。

具体的には、推進員の職場における船舶乗組員、乗客にたいするもの、海事、漁業関係者に対するもの、マリーナ等の施設利用者に対するもの、釣り客、観光客その他一般市民に対するもの、あるいは海浜、河川の清掃に自ら或いは団体等に協力して従事するなど広範囲に及んでいる。

使用する啓蒙用品としては、海上保安庁の監修による海洋汚染の防止に相応した図柄、イラストを入れたリーフレット兼用下敷き及びステッカー又はバッジ等を作成しており、推進員を通じて広く一般に配布し、長期的な有効活用を図っている。

5. 地区海洋汚染防止推進運動

毎年実施されている環境庁の主唱する

6月の「環境月間」（平成2年度以前は「環境週間」）及び海上保安庁の「海洋汚染防止推進週間」に併せて1か月間、特に沿岸住民を対象に、海洋汚染発生確認件数（海上保安統計）の多い東京湾、伊勢湾、大阪湾及び瀬戸内海を初め、全国の主要港湾において、海上保安部署指導のもとに推進員による幅広い活動を実施している。

なお、資料としては、それぞれの地域的特性に応じて作成したポスターを下敷き、バッジ、ステッカー等と併せ啓蒙活動に使用している。

6. その他

(1) 連絡会議の開催

推進員が日常活動を有効適切に実施するためには、地域の実情について把握する必要があり、かつ、所轄海上保安部署の担当職員或いは推進員間との情報交換の場を設ける必要があるところから、毎年所轄海上保安部署単位で連絡会議を開催している。

(2) 海洋汚染に関して、推進員の活動意欲と成果の向上を図るため、汚染による被害の極限に直接寄与する通報を行った者、常時積極的に情報を提供し、推進員とし任務遂行に努力した者、日常活発な啓蒙運動を展開して海上保安庁の行う海洋汚染防止に協力・寄与した者等その功績が顕著な推進員を海上保安庁から推薦を受け、当協会会長が表彰している。

7. むすび

海洋環境の保全が全世界に共通的な課題としてクローズアップされており、四面海にかこまれた我が国においても「地球的規模での海洋環境の保全」が重要なテーマとなっているなかで、地道な海洋汚染防止活動を展開しているが、昭和47年度からの活動実績から見て、今後は海洋汚染を未然に防止する地域密着型の啓蒙活動を強力に進める必要があるものと思われる。

関係の皆様のご援助ご協力を切にお願いする次第である。

漂流油の効率的回収手法の開発検討調査

1. 主 旨

原因者不明の油濁事故の場合は、長時間経過後油を発見することが多く、この段階では油膜は薄く広がった状態であること、量的にも小規模であること等から既存の油防除資機材では、効率的な防除措置を講ずることができない現状である。

そのため、沿岸漁場等において、比較的小規模で、薄い油膜の漂流油に対して有効であり、取扱いが容易な①新型オイルフェンスと、②新型油吸着資機材を開発して油の回収・処理の効率化を図ることとし、当基金では昭和63年度から平成3年度にかけて専門機関に委託し以下の開発検討調査を実施した。

②

2. 研究の概要

(1) 新型オイルフェンスの開発

小型で軽便なオイルフェンスを開発し、小型漁船（船外機船～5t）1～2隻で漂流油を取り巻き、塞き止めるか誘導等して、その範囲を次第に縮小させ、油膜の濃度（厚さ）を高め、油回収資機材を併用して油の回収・処理の効率化を図る。

そのため、オイルフェンスのガイドフェンス部にネットを使用することにより軽量、コンパクト化し、中央部に滞油機能

を持たせるための二重フェンス方式と吸引式の小型油回収装置とを組合せる方式について、模型試作し、水槽実験、海上実験等を行い実用化に向けての検討を行う。

(2) 新型油吸着資機材の開発

小型漁船（船外機船～5t）でも操作できる小型・軽便で漂流油を効率よく回収し得る新しい油吸着資機材とその利用システムを開発する。

そのため、上記オイルフェンスとの組合せによる油吸着型オイルフェンスの開発とオイルフェンスで囲われた油を効率的に回収するための小片化した油吸着機材の散布方式及びたも網油吸着資機材の開発について模型試作し、水槽実験、海上実験等を行い実用化に向けての検討を行う。

たも網

3. 研究成果の概要

(1) 新型オイルフェンスの開発

★昭和63年度

漁場における油防除の基本的な考え方を検討し、開発のための概念設計を行った。

★平成1年度

新型オイルフェンスの中央部の基本設計、二重フェンス、ガイドフェンス、

簡易油回収機器及び簡易油水分離装置を試作し、水槽実験を行った。

★平成2年度

実物大の新型オイルフェンスを試作し、海上において実際に小型漁船（30馬力船外機船）による曳航試験を行った結果、概ね実用化の方向性が見出された。特に、ガイドフェンスによって中央部に集められた油をYS式油導入浮枠に導き回収する方式は、現実の事故の際に役立つものと評価された。

(2) 新型油吸着資機材の開発

★昭和63年度

開発のための文献調査、予備実験、概念設計を行った。

★平成1年度

吸着型オイルフェンス、たも網用吸着資機材を試作し、水槽実験を行った。

★平成2年度

実物大の吸着型オイルフェンスを試作し、海上において実際に小型漁船（30馬力船外機船）による曳航試験を行った。

★平成3年度

前年度の実験結果を基に吸着型オイルフェンスを改良試作し、海上実験を行うとともに、オイルフェンスによって囲われた油を効率的に回収するためのたも網式油捕集具についての実用化試験を行った。その結果、概ね実用化の方向性を見出すことができた。特に、たも網式油捕集具は効果がある上、作

製も容易であるため漁業者の評価が高く普及が期待される。

4. 今後の研究課題

現実の油濁事故現場における実用化試験を重ねつつ装置改良、所要経費の試算、実機の製作、配備を図っていく必要がある。

5. 研究成果品の紹介

(1) 新型オイルフェンス

報告者：海上災害防止センター

調査研究室 主任調査研究員

藤井 孝

1. 特色とメリット

イ. FRP 本体は2分割できるから、保管と輸送が容易で組み立ては2名で1分。図 A. B.

ロ. FRP 艇により、高速で現場へ急航し、2名で水卸しと引揚げが容易。図 C.

ハ. 夜間でもこれを設置することにより、無人又は2～3名で安全に効率的作業が可能である。図 D.

ニ. オイルフェンスは、拡散防止のため展張するが、潮流が0.5ノット以上又は風波により、折角捕捉した油が逸脱するが、油導入式浮枠の場合油は回収ネットに吸着され、中央部の油は浮枠内に導入するので逸脱が少ない。従って夜間は小型艇でパトロールし、小片マットを浮枠内に投入し、油を回収する。図 E.



2. 効果的に油を回収する要領と目的
- イ. 油導入式浮枠を漁場前面に複数連結し、接近する浮流油を前面で捕捉回収する。図 D.
 - ロ. 護岸・波除堤周辺の流出油であれば、30m回収ネットの先端を陸上にとり、他端にアンカーを取付けるか、状況により、更に次の回収浮枠ネットの先端に連結する。図 D.
 - ハ. 夜間は、油が視認出来ないから、待ち受け展張とし、無人で回収し、

長期戦に備え、翌朝からの作業員を確保する。

- ニ. 昼間は待ち受け展張と並行し、小型漁船（30馬力程度）2隻で曳航し積極的に浮流油を回収する。図 E.

- ホ. 実績として、平成3年11月9日、相当量の原因不明C重油が千葉県富津の、のり漁場に接近した際、全富津漁業協同組合で、この回収ネット付、油回収浮枠を使用し、効果があった。

YS式オイルスキミングウエル（油導入式）

図 A

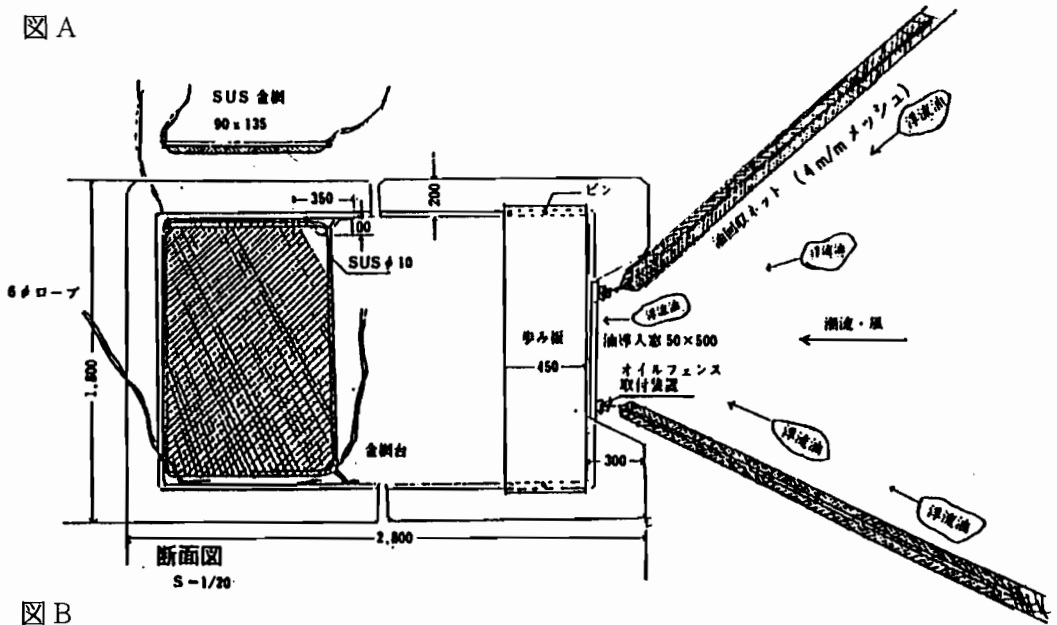


図 B

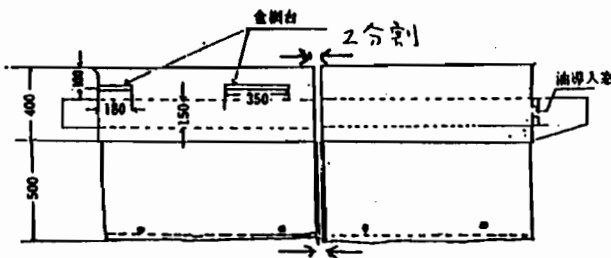
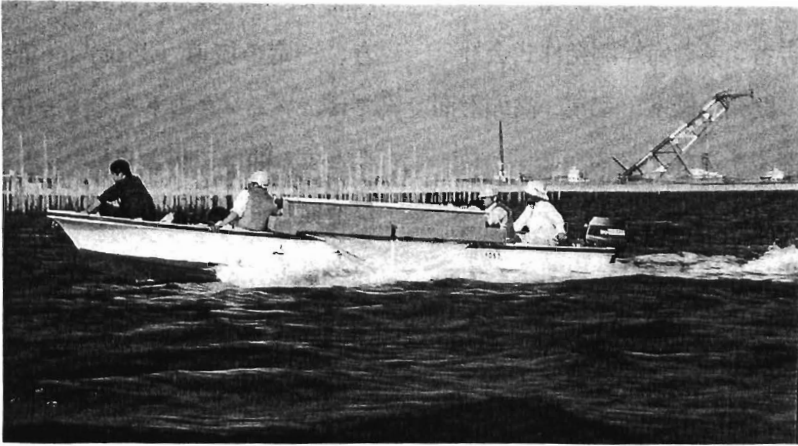


図 C



浮棹本体を乗せ現場へ急航

図 D

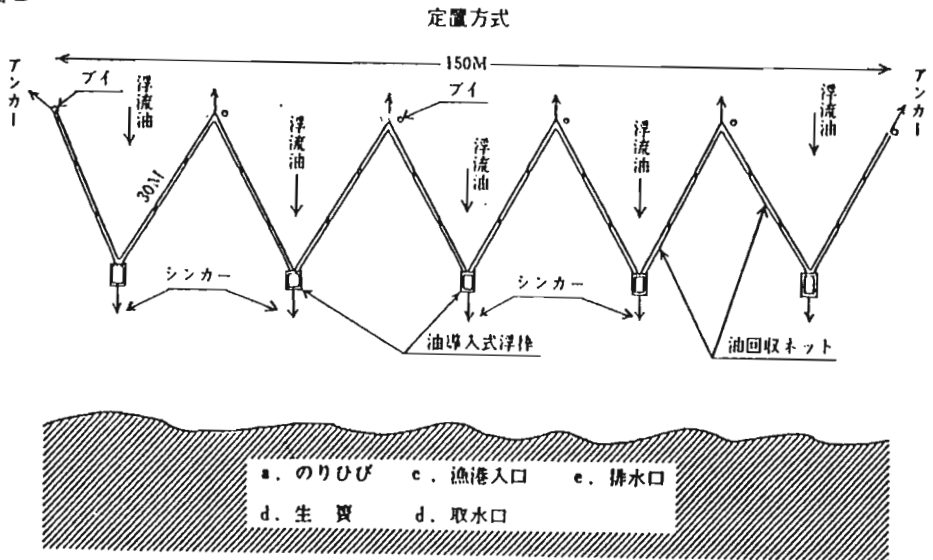
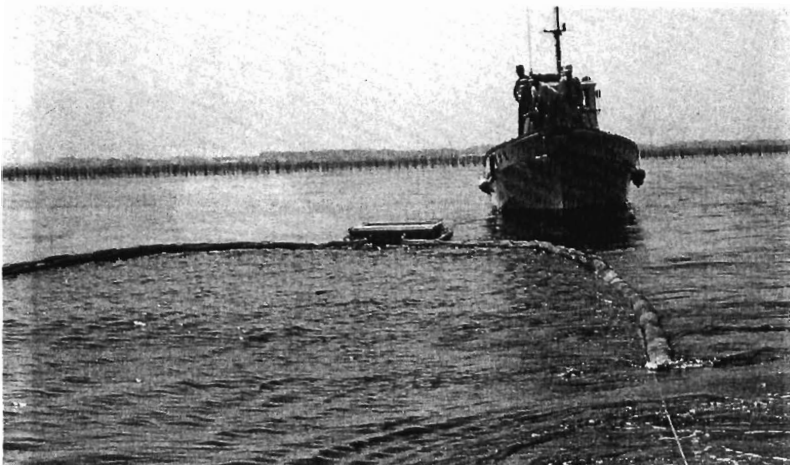


図 E



平成2年9月11日富津漁港での公開テスト

(2) 新型油吸着資機材の開発

報告者：芙蓉海洋開発株式会社

開発企画室 室長 高頭形而

1. 吸着型オイルフェンス

(1) 原理

薄く広がった漂流油は、曳航されるガイドフェンスにより中央部に濃縮して集まります。中央部フェンス本体に接触し

た油は、本体吸着材に吸着されます。一方、一定の流速（35cm/sec 前後以上）では、フェンスの下をくぐって浮上しようとする油は、吹き流しマット（吸着材）が捕捉します。この海水、油、および吸着型オイルフェンスの挙動と機能は、水槽実験で確かめました。

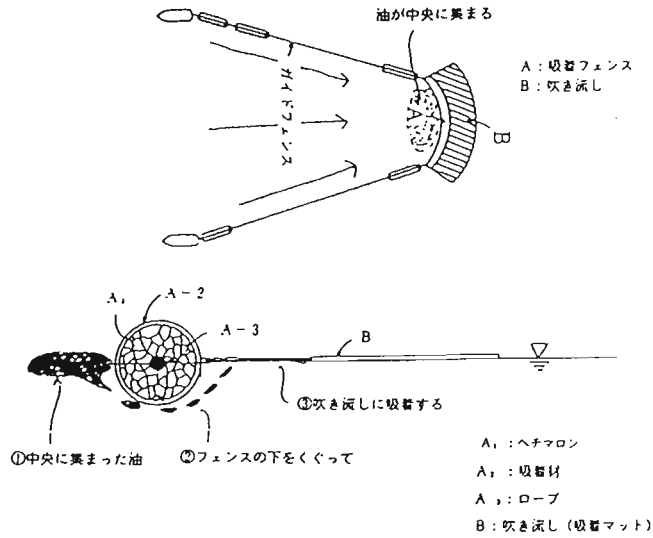
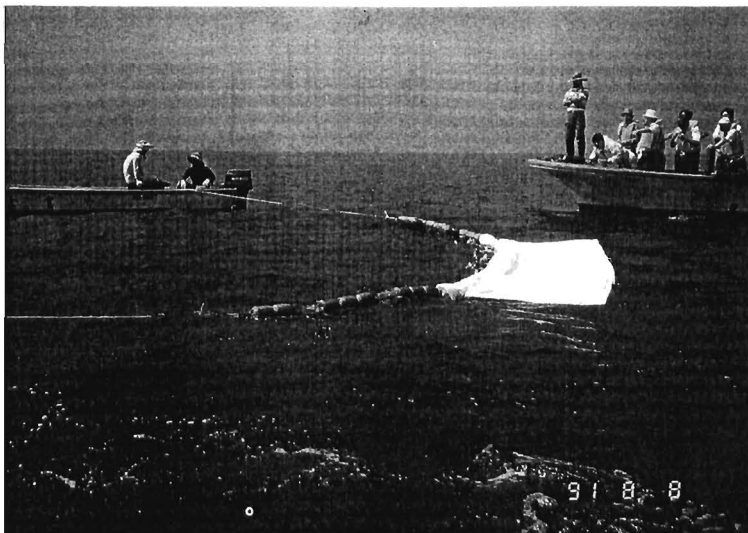


図1 吸着型オイルフェンスの原理

写真一1は、千葉県全富津漁業協同組合の協力を得て海上実験を行っている状況です。



写真一1 吸着型オイルフェンス展張状態

(2) 使用材料および寸法

図-2 は、フェンス本体と吹き流しの断面図です。

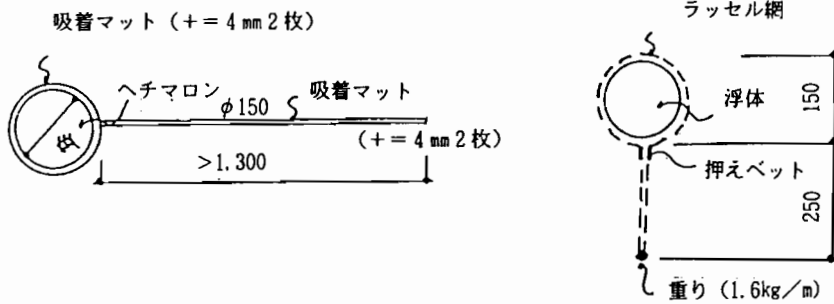


図-2 使用材料および寸法

図-3 は、フェンス本体の製作図です。この単位を3本つなぎ長さ約4.2mにします。

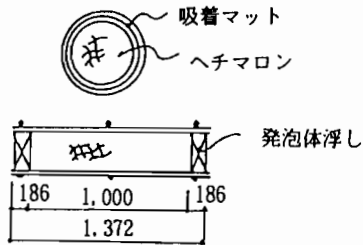


図-3 フェンス本体製作図 (単位mm)

図-4 は、吹き流しの製作図です。この吹き流しをフェンス本体に縛り付けます。

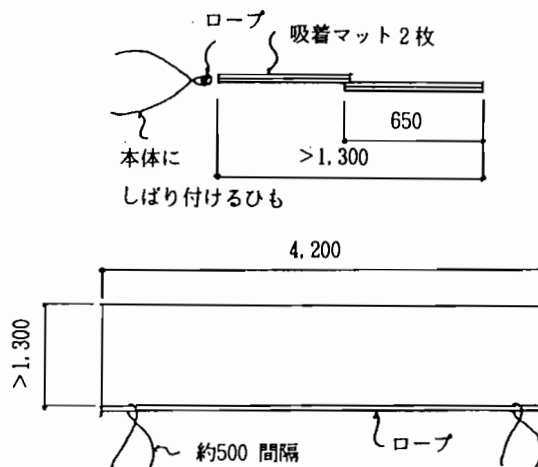


図-4 吹き流し製作図 (単位mm)

図-5は、ガイドフェンスの製作図です。これを本体の両サイドにとりつけます。

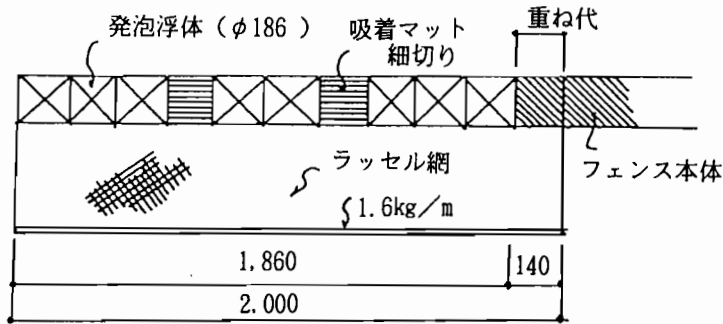


図-5 ガイドフェンス製作図 (単位mm)

本体に吹き流しを付けた中央部は、約14kgです。ガイドフェンスは、2本で一式ですが一本当たり約6kgです。

中央部とガイドフェンスをつなぎながら展張します。

(3) 特徴

次のような特徴があります。

- ① 船外機船 (30~40馬力) 2隻 (要員各1名) で作業可能です。
- ② 薄く拡散した漂流油を集油・濃縮して回収します。
- ③ 基本資材 (吸着材以外の資材) を持つことにより、市販の吸着マットで漁業者みずから製作、組立が可能です。
- ④ 機械装置を使わないので、特別のエネルギーの必要がありません。

2. タモ網式油捕集具

(1) 原理

金網にスリットを入れた吸着マットを敷き油をすくい取ると、粘度の高い油は濾過、粘度の低い油はマットが吸着して

余った水はスリットから流出します。

写真-2、写真-3は、パンライト水槽にB重油を注ぎ、形成された油膜をすくい取る実験をしているところです。0.4mm厚のポリプロピレン製吸着マットで3回程すくうと吸着限界に達しますので、マットを取り替えます。



写真-2 すくい取り前（スリットが見える）

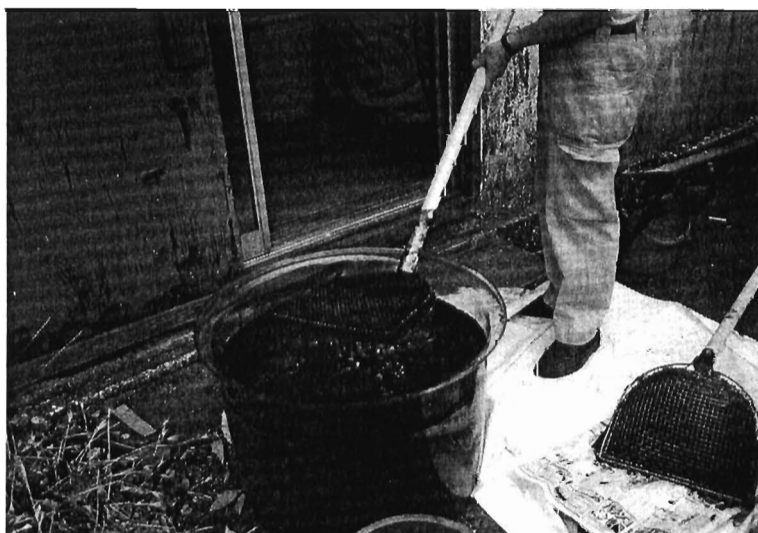


写真-3 すくい取り3回目（マットは全面黒くなり、吸着限界に達している）

(2) 使用資機材

図-6 の様なタモ網式油捕集具を製作して下さい。

- ① スリット間隔は2～3 cmです。
- ② 大きさを50 cm角としていますが、お手持ちの吸着マットに合わせて決

めて下さい。

- ③ フタは、すくい取る際吸着マットが浮き上がるのを防ぐものです。フタも底も網状(金網 間隔1 cm程度)にします。

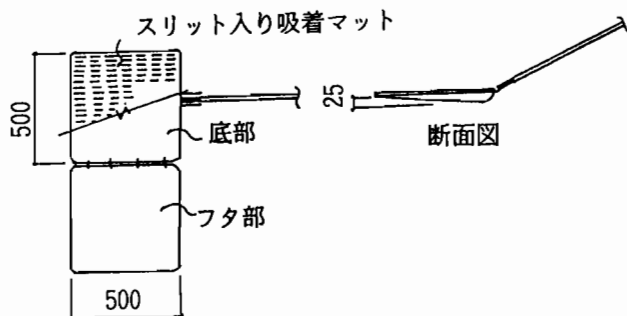


図-6 タモ網式油捕集具製作図

(3) 特徴

- ① ひしゃくとは違い、水は流出するので作業が楽になります。
- ② 油は吸着マットの中に濃縮して回収されているので、最終処理までの過程が効率的になります。

(基金記事)

労務費及び漁船用船費の改訂について

漁業被害及び防除清掃作業に従事した場合の費用の支弁について労務費及び漁船用船費の支弁額の上限を、平成4年4月1日より次のように改める。

ただし、著しい危険もしくは汚染を伴

う作業、又は高度の技能若しくは肉体的労働を要する作業と認められる労務費については、最高1時間当たり110円までの金額をこれに付加し得るものとする。

労務費（1時間当たり）

	新	旧
労務費 (1時間当たり)	920円	860円

漁船用船費（1日当たり）

	新	旧
1 t 未満船	17,400円	17,200円
1 t ~ 3 t	22,200円	21,700円
3 t 以上船	38,500円	36,600円

(注) 4時間以下の場合は半額

「油濁基金だより」のアンケート調査について

「油濁基金だより」も昭和50年11月に第1号を発行して以来本号で50号を数え、全国の漁協をはじめ関係機関に3千部余りを無料で配布してまいったわけであります。

当基金では、この「油濁基金だより」の編集内容をよりよいものにしたいと考え、さる3月発行の49号によりまして皆様方のご協力をいただき、はがきによるアンケート調査を実施いたしました。

このアンケート調査表（はがき）の回収率は2.9%で期待に反した結果となりましたが、アンケート結果につきましては、下記のとおり項目別にまとめましたのでご了承下さい。

なお、今後はこのアンケート調査結果を踏まえて更に内容を充実させるための検討を加え、皆様方に親しまれ愛読される広報誌とするよう心がけてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

アンケート調査にご協力いただきありがとうございました。

記

質問1 あなたのご職業は
(職業別回収率)

① 漁協役職員	59.2%
② 県漁連役職員	6.6%
③ 海上保安庁	3.9%
④ 都道府県職員	15.8%
⑤ 市町村役職員	0%
⑥ 中央水産団体役職員	1.3%
⑦ 拠出団体役職員	2.6%
⑧ その他	10.6%

質問2 職場での「油濁基金だより」のご利用状況について

① 職場で回覧している	31.3%
② 窓口に置き供覧している	24.0%
③ 担当部所で保存している	37.5%

(保存期間)

① a 永久保存	8.3%
b 60ヵ月	2.8%
c 36ヵ月	5.6%
d 24ヵ月	2.8%
e 12ヵ月	50.0%
f 6ヵ月	8.3%
g 5ヵ月	2.8%
h 3ヵ月	8.3%
i 1ヵ月	2.8%
j 無回答	8.3%

④ 読み終えたら処分する 3.1%

- ⑤ その他 2.0%
- ⑥ 無回答 2.1%

質問3 編集内容で特に興味あるものはどれですか

- ① 流出事故に関する記事 18.9%
- ② 環境保全関係記事 12.3%
- ③ 海洋汚染の現状 14.9%
- ④ 漁場保全政策関係予算概要 2.6%
- ⑤ 油濁の思い出 1.3%
- ⑥ 基金の事業概要 2.6%
- ⑦ 油濁に関する記事 5.7%
- ⑧ 文献紹介 6.1%
- ⑨ 豊かな海づくり大会 6.6%
- ⑩ 事故発生一覧 7.0%
- ⑪ 油濁救済制度関係 7.0%
- ⑫ 審査会の動き 3.0%
- ⑬ グラビア特集いつまで続く
油濁被害 3.5%
- ⑭ 官庁等人事異動 1.3%
- ⑮ 人物紹介 3.5%
- ⑯ 表紙裏表紙のカラー写真 2.2%
- ⑰ その他 0.5%
- ⑱ 無回答 1.0%

質問4 編集内容に加えたいものはありますか

- ① ない 63.2%
- ② ある 10.5%
- ③ 無回答 26.3%

※②ある、と回答いただきました内容は

- イ 油濁被害地のその後の事後調査
- ウ 調査研究概要
- エ 油濁防止回収技術

オ 海の生き物と油濁汚染などの回答をいただきました。

質問5 発行回数は現行3回ですが年何回をご希望しますか

- ① 1回 1.3%
- ② 2回 6.6%
- ③ 3回 69.8%
- ④ 4回 15.8%
- ⑤ それ以上(6回) 2.6%
- ⑥ 無回答 3.9%

質問6 最近で良かった記事、印象に残った記事があればご記入ください

- ① 40号 0%
- ② 41号 0%
- ③ 42号 2.4%
- ④ 43号 5.9%
- ⑤ 44号 1.2%
- ⑥ 45号 4.7%
- ⑦ 46号 8.2%
- ⑧ 47号 9.4%
- ⑨ 48号 8.2%
- ⑩ 49号(追加記入) 1.2%
- ⑪ 無回答 58.8%

質問7 その他編集内容にご意見ご希望がありましたらご記入下さい

- ① 有解答 15.8%
- ② 無回答 84.2%

平成3年度 事業の概要

当基金の平成3年度事業計画に基づき、原因者不明の漁場油濁に関する漁業被害救済事業、防除・清掃事業及び漁場油濁の防止に関する調査啓蒙事業を実施した。

漁業被害救済事業及び防除・清掃事業については、被害額等の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開催し、慎重審議を行った。漁業被害を受けた県については、県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を開き、基礎資料の収集及び審議検討を行い、その結果を中央審査会へ報告した。

基金は、中央審査会における審議結果を受け被害金額等を認定し、被害漁業者に対して救済金及び防除費を交付した。

調査啓蒙事業としては、油濁被害の発生を未然に防止又は軽減する対策を確立するための、調査研究及び技術開発を行うため、昭和59年度から開始した油濁被害防止対策事業を引き続き実施した。ま

た、会報の発行、被害対策のポスターの作成を後援するなど関係者への啓蒙普及に努めるとともに、オイルボール漂着の常襲地区等における漂着状況実態調査を実施した。また、救済金等の配分状況検査を実施した。

1. 漁業被害救済事業

平成3年度に漁業被害救済事業の対象となった漁業被害は、3件（4～3月）で、救済額は6,165万円となり、前年度の4件、6,949万円を下回った。

本年度も漁業被害は冬期ののり養殖業で発生した。例年年明けに集中する被害が、千葉県において年内の11月初旬に大規模なものが発生した。年明けには2月に山口県、千葉県と相次いで発生したが、のり網の撤去・廃棄には到らず汚染のりの摘採・廃棄処分のみにとどまった。

今年度は東京湾での油濁事故が多く、千葉県の流出油監視飛行機及び監視船が早期に発見・通報し、海上保安部署、漁

被害発生状況

（単位：円）

件数	認定額	漁業被害（4～3月）		防除・清掃（1～12月）	
		件数	認定額	件数	認定額
34	124,722,526	3	61,650,000	31	63,072,526

業者等の防除作業により、のり漁場への流入を未然に防止したため漁業被害までには到らなかったものが、年内（11～12月）に3件、年明け（1～2月）に2件発生した。

平成3年11月上旬に千葉県富津市地区ののり養殖漁場（全富津及び新富津漁協）にC重油が流入し、全富津漁協ののり漁場に張り込み中ののり網9,908冊のうち5,851冊が被油した。このため、汚染のり網を撤去・廃棄し、張り替えたもの862冊、汚染生のりを摘採し廃棄したものの4,949冊分52トン、また、油臭板のり製品（40冊分）2万6千枚の廃棄処分を行った。新富津漁協は、漁業被害はなく防除・清掃のみを行った。

その結果被害額は、生産物被害3,972万円、施設被害（汚染網廃棄及び代替冷蔵種網代）650万円、再張り込み費用51万円、合計4,673万円となった。

平成4年2月初旬、山口県防府市の防府及び中浦漁協管内ののり養殖漁場に油種不明の油（廃油と思われる）が流入し、張り込み中ののり網540冊が被油した。このため、のり網を撤去・廃棄するまでには到らなかったが、汚染生のり24トン余りを摘採・廃棄処分し、被害額は445万円となった。

平成4年2月中旬、千葉県木更津市地区ののり養殖漁場（牛込、金田、久津間、江川、木更津の各漁協）にC重油とみられる油が流入し、張り込み中ののり網

34,762冊のうち、2,542冊に被害を受けた。久津間漁協では漁業被害はなく、防除・清掃作業のみを行った。このため、油汚染生のり2,271冊分41トンの摘採・廃棄及び油臭板のり製品277冊から15万5千枚の廃棄処分を行った。被害額は、生産物被害のみで1,046万円となった。

以上の漁業被害に関する救済金の総額は、61,650,000円となり、年度内に46,729,779円を交付、差額の14,920,221円を支払備金に計上した。

2. 防除・清掃事業

平成3年度に防除・清掃事業の対象となった事故は、31件（1月～12月）で、その認定額は6,307万円となり、前年の29件、6,893万円とほぼ前年並であった。

事故は、北海道から沖縄県にいたる9都道府県で発生したが、発生場所及び油の形状は、やはり南西諸島へのオイルボールの漂着に伴うものが件数で64%、金額で62%を占めた。また、液状の油でのり養殖業の被害と併発したのも瀬戸内海、東京湾で、件数では16%であるが、金額では30%を占めている。

黒潮流域の薩南諸島、沖縄諸島及び伊豆諸島へのオイルボールの漂着は、21件（67%）であり、本年は沖縄県での発生が前年を下回ったのに比べ鹿児島県における発生が多かった。対馬海流流域では、長崎県で1件発生し、内海・内湾では、漁業被害を伴ったものが、千葉県、香川

県でそれぞれ1件、愛媛県で3件発生し、のり漁場への油の流入以前に早期発見し、防除措置により被害を未然に防いだものが千葉県で3件発生した。また、特異なものとして、北海道渡島支庁知内町管内のこんぶ養殖場にA重油と海水の入った大型油タンク(20m×2m×2m)が漂着し、油が漏出していたため潜水夫やタグボートを動員し、漁業被害の発生のおそれのない場所まで曳航し、海上保安部に引き渡した。

これらの油について、磯根資源等沿岸漁業への被害の発生を未然に防止するための海岸清掃作業、漁場、養殖いけすへの流入を食い止めるための船による航走拡散、又は吸着マットによる吸着作業、のり漁場への流入後に発見され被害軽減

のための汚染物の除去や払拭作業、回収した汚染物の廃棄作業等の防除・清掃事業を実施した。

発生時期は、8、9、10月を除く各月にわたっているが、本年は2～3月(12件)及び11～12月(8件)の発生が多く、この4ヵ月で20件(64%)の事故となった。

以上の防除・清掃事業に要した防除費の総額は63,072,526円となった。

3. 調査啓蒙事業

(1) 油濁被害防止対策事業

油濁被害の発生を未然に防止し、又は軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行うため油濁被害防止対策事業を前年度に引き続き実施した。

都道府県別発生状況

(単位：円)

区分 都道府県別	件数	認定額	漁業被害(4～3月)		防除・清掃(1～12月)	
			件数	認定額	件数	認定額
北海道	1	1,251,201	—	—	1	1,251,201
千葉県	6	73,274,232	2	57,195,051	4	16,079,181
東京都	1	178,386	—	—	1	178,386
香川県	1	1,158,072	—	—	1	1,158,072
愛媛県	3	2,946,446	—	—	3	2,946,446
山口県	1	4,454,949	1	4,454,949	—	—
長崎県	1	2,152,137	—	—	1	2,152,137
鹿児島県	14	25,565,832	—	—	14	25,565,832
沖縄県	6	13,741,271	—	—	6	13,741,271
合計	34	124,722,526	3	61,650,000	31	63,072,526

この事業は、研究者、学識経験者等からなる検討委員会を設置して、事業実施計画、実施結果等についての検討を行い、専門の調査機関に委託して実施した。

本年度実施した調査研究事業は、次のとおりである。

ア. 漂流油の効率的回収手法の開発検討調査

原因者不明の油濁事故の場合は、長時間経過後油を発見することが多く、この段階では油膜は薄く広がった状態であること、また量的にも小規模であること等から、既存の油防除資機材では、効率的な防除措置を講ずることができない現状である。

そのため、新型油吸着資機材の開発として小型漁船（船外機船～5t）でも操作できる小型・軽便で漂流油を効率よく回収しうる新しい油吸着資機材とその利用システムの開発を図った。

即ち、油吸着型オイルフェンスの開発と、オイルフェンスで囲われた油を効率的に回収するための網式油捕集機材の開発について、実物大の装置を試作し、前年度に引き続き海上実験を行い実用化に向けての検討を行った。

その結果、おおむね実用化の方向性を見出すことができた。

イ. 生物的油濁処理技術開発事業

漁場において発生した油濁事故の

処理は、多くの場合オイルフェンス、吸着マット、油処理剤等を使用した物理・化学的方法により行われているが、これらの方法では、流出した油を完全に除去することは難しい。更に、油が岩盤、砂浜等に付着した場合は、その除去は特に困難である。

従って、最終的には、自然の浄化力に依存しているのが現状である。

この自然の浄化作用においては、微生物による分解が大きく働いている。

そこで、前年度まで「石油分解微生物を利用した処理技術の開発」を予備的に実施してきたが、本年度から5年間で更に事業を拡大することとし、石油分解微生物製剤の効果の解明、栄養素薬剤の活用、更には、安全な新規剤の開発等を含めた、新規事業を実施することとした。

今年度は、その初年度として、これらに関する、情報資料の収集、サンプルの入手等を行うと共に基礎的な試験を実施し、併せて、撒布した微生物及び栄養成分の処理海域からの拡散防止策に関する文献調査を実施した。

(2) その他の調査啓蒙事業

ア. オイルボール漂着状況実態調査

オイルボールが常襲的に漂着する地域について、漂着が集中する時期

の実態を関係県漁連の協力を得て調査し、被害の態様を明らかにするとともに、漂着オイルボール等を放置すれば再流出し、漁業被害発生の恐れのあるものについては防除・清掃事業を行うよう指導し、漁業被害の未然防止と漁場の保全を図った。

活動等に尽力した。

イ. 救済金等配分状況の検査

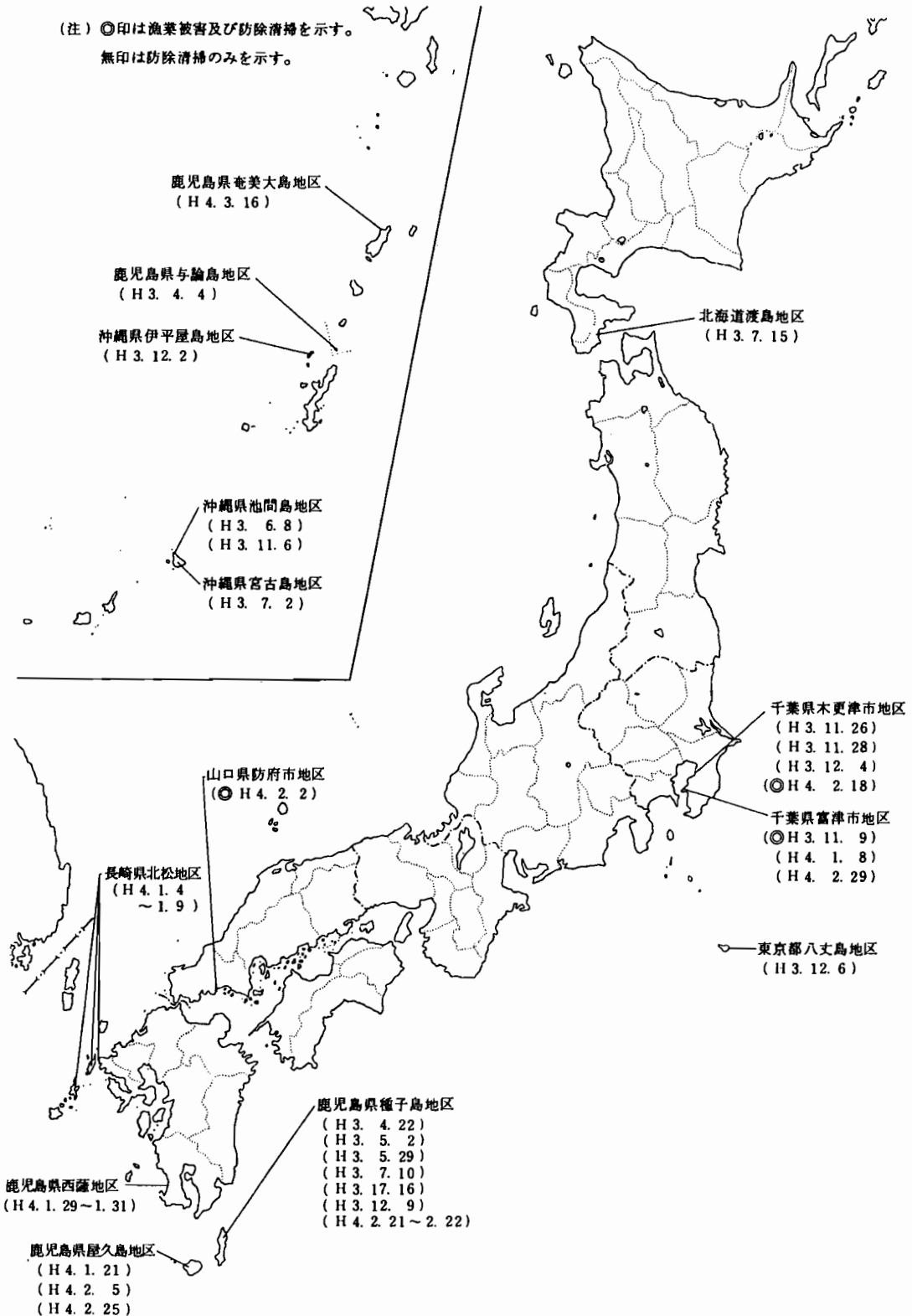
救済事業の円滑かつ適切な推進に資するため、当基金の救済対象となった漁業被害の救済金及び防除費の交付金が申請者である漁協においてどのように配分されているのかの検査を、業務方法書第13条に基づき当基金の役職員及び当基金の委嘱する県漁連の職員により実施した。

ウ. 啓蒙普及活動等について

- (ア) 東京湾及び瀬戸内海における漁場油濁の防止対策に関するポスターの作成を前年度に引き続き後援した。
- (イ) 当基金の業務の動きを記した定期行物「油濁基金だより」を3回にわたり作成し、全国の漁協を始め関係機関へ配布し油濁被害救済制度の普及に努めた。
- (ウ) 瀬戸内海における油濁防止対策等を推進し、漁場の環境保全を図ることを目的として設立されている瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会に当基金も参加、会議等に出席するなど油濁防止対策に係る啓蒙

平成3年度漁場油濁被害発生図

(注) ◎印は漁業被害及び防除清掃を示す。
 無印は防除清掃のみを示す。



平成3年度漁場油濁被害発生状況一覧表

(単位：円)

No	県名地区名	発生年月日	発生場所	被害状況	関係組合	漁業被害 認定額	防除清掃 認定額	合計認定額
1	鹿児島県 与論島地区	3. 4. 4	与論島地先海岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降ろしやうに漁の操業に支障があり清掃した。	与論町漁協	—	300,190	300,190
2	鹿児島県 種子島地区	3. 4. 22	中種子島西海岸一帯	小粒で柔らかいオイルボールが海岸に漂着、漁船の揚降ろしや磯建網漁の操業に支障があり清掃した。	中種子町漁協	—	1,133,876	1,133,876
3	鹿児島県 種子島地区	3. 5. 2	西之表市西海岸一帯	船状や小粒で柔らかいオイルボールが海岸に漂着、磯建網や根付資源に被害の恐れがあり清掃した。	西之表市漁協	—	1,745,000	1,745,000
4	鹿児島県 種子島地区	3. 5. 29	西之表市西海岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、トコブシ、てんぐさ、磯建網漁に被害の恐れがあり清掃した。	西之表市漁協	—	2,149,940	2,149,940
5	沖縄県 池間島地区	3. 6. 8	池間島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して採貝漁業や雑漁業に被害の恐れがあり清掃した。	池間漁協	—	1,865,194	1,865,194
6	沖縄県 宮古島地区	3. 7. 2	城辺町地先南部海岸	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、放置するとアオサ漁場や刺網漁業に支障があり清掃した。	平良市漁協	—	230,240	230,240
7	鹿児島県 種子島地区	3. 7. 10	西之表市西海岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、トコブシ、てんぐさ、磯建網漁業に被害の恐れがあり清掃した。	西之表市漁協	—	1,095,860	1,095,860
8	北海道 渡島地区	3. 7. 15	知内町漁協沖合 こんぶ養殖場	コンブ養殖場に箱型の油タンクが絡まり油が漏出し、被害の恐れがありタンクと油を回収した。	知内町漁協	—	1,251,201	1,251,201
9	鹿児島県 種子島地区	3. 7. 16	西之表市西海岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、トコブシ、てんぐさ、磯建網漁に被害の恐れがあり清掃した。	西之表市漁協	—	1,503,820	1,503,820
10	沖縄県 池間島地区	3. 11. 6	池間島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して採貝漁業や雑漁業に被害の恐れがあり清掃した。	池間漁協	—	4,857,138	4,857,138
11	千葉県 富津市地区	3. 11. 9	全富津漁協のり漁場	C重油がのり漁場に流入して、養殖中ののり、のり網に被害を与えた。	全富津漁協	46,729,779	15,343,409	62,073,188

(単位：円)

No	県名地区名	発生日 年月日	発生場所	被害状況	関係組合	漁業被害 認定額	防除清掃 認定額	合計認定額
12	千葉県 木更津市地区	3.11.26	金田漁協のり漁場沖	C重油と思われる油がのり漁場付近を漂流、被害の恐れがあり防除作業を実施した。	金田漁協	—	21,170	21,170
13	千葉県 木更津市地区	3.11.28	木更津漁協のり 漁場沖	C重油と思われる油がのり漁場付近を漂流、被害の恐れがあり防除作業を実施した。	木更津漁協	—	30,960	30,960
14	沖縄県 伊平屋島地区	3.12.2	伊平屋島地先 海岸一帯	柔らかないオイルボールが海岸に漂着、放置するとアオサ漁場やモズク養殖に支障があり清掃した。	伊平屋島村漁協	—	3,308,729	3,308,729
15	千葉県 木更津市地区	3.12.4	牛込漁協のり漁場	A重油のピリジがのり漁場付近を漂流、漁場にも流入し、被害の恐れがあり防除作業を実施した。	牛込漁協 金田漁協	—	683,642	683,642
16	東京都 八丈島地区	3.12.6	三根漁協地先 海岸一帯	オイルボールがゴミと共に海岸に漂着、再流出してイワノリやハバノリに被害の恐れがあり清掃した。	三根漁協	—	178,386	178,386
17	鹿児島県 種子島地区	3.12.9	中種子島西海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して根付け資源や磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。	中種子島漁協	—	1,361,744	1,361,744
18	長崎県 北松地区	4.1.5 ～9	宇久島、小値賀、 生月、平戸海岸一帯	大量のオイルボールが海岸に漂着、磯根資源や海藻類に被害の恐れがあり清掃した。	平戸漁協外12漁協 注：1	—	21,949,908	21,949,908
19	千葉県 富津市地区	4.1.8	全富津漁協のり 漁場沖	のり漁場の近くにC重油が漂着、のりに被害の恐れがあり防除作業を実施した。	全富津漁協 新富津漁協	—	426,071	426,071
20	鹿児島県 屋久島地区	4.1.21	上屋久町漁協地先 海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して根付け資源や磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。	上屋久町漁協	—	2,540,200	2,540,200
21	鹿児島県 西薩地区	4.1.29 ～30	上飯島、串木野市 から加世田市に至る 海岸一帯	大量のオイルボールが海岸に漂着、バッチ網、定置網、磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。	里村漁協外5漁協 注：2	—	2,580,808	2,580,808
22	山口県 防府市地区	4.2.2	防府、中浦漁協 のり漁協	廃油と思われる油がのり漁場に流入、養殖のりに被害を与えた。	防府漁協 中浦漁協	4,454,949	350,932	4,805,881

中央審査会の動き

○平成4年度第1回中央審議会

平成4年5月8日、本年度第1回中央審査会が開催され、長崎県北松地区外10件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は漁業被害関係2件と防除・清掃のみのもの9件である。漁業被害2件は山口県防府市地区と千葉県木更津市地区ののり養殖業の被害で2件とも地方審査会の検討を経て上程された。これらの案件は次のような点について指摘と質疑応酬があり審議検討された結果、別表(1)のとおり了承された。

- 今回の上程件数は多い(実質20件)。今後は上程件数を少なくして審議すること。
- 長崎県北松地区の事故のような大量漂着があった場合は審査委員や監督官庁の方にも現場をよく見てもらうよう配慮されたい。
- 摘採直前の汚染原藻の刈り取り廃棄の場合、事故がなければ本来刈り取りの経費は価格に含まれるものであり、刈り取り経費を防除・清掃で別途支払うのは重複ではないか。
(全部が摘採直前ということではなく、一部短いものもあり、油臭被害を防ぐため緊急に摘採廃棄したもの

であり、重複はないと考える。)

- 長崎県北松地区の油はどんな状態の油か。又原因者の究明はどうなっているか。
(黒く光沢のあるオイルボールで、原因者については海上保安部が現在調査中である。)
- 一部の漁協で午前9時から午後3時まで6時間作業をしているが、昼休みはどうなっているか。
(再調査の結果、昼休み1時間分を減額した。)
- 発見から、作業着手まで1ヵ月近くたっているところがあるが、緊急性がないのではないか。
(海上に漂流しているものがあり、漂着が継続していたため漂着をまって着手したもの、初めての事故で動員体制に手間どったり、時化待ち等が重なった結果である。)

○平成4年度第2回中央審査会

平成4年7月15日、本年度第2回審査会が開催され、鹿児島県屋久島地区外4件の漁場油濁被害額の審査が行われた。今回上程された案件は、防除・清掃関係のみのもので、次の点について質問が出され、審議検討された結果別表(その2)のとおり了承された。

- 屋久島と種子島では清掃作業数と

油の回収量との関係にかなりの差があるがなぜか。

(岩礁地帯や作業のしやすい砂浜とのちがいや、場所によっては、組合員や漁協婦人部が総出で出動したり、一戸当り一名が出動するとかの理由から、地形、油の漂着量、分布状況など一概に人数は決めかねる。)

平成4年度第1回中央審査会上程分(その1)

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協	被害内容	認定額		被害状況
					漁業被害	防除清掃	
長崎県 北松地区	4.1.4~ 4.1.9	平戸、生月、宇久、 小値賀島地先海岸	別記13漁協	防除清掃	—	21,949,908	大量のオイルボールが漂着、各種磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。
千葉県 富津市地区	4.1.8	全富津漁協のり漁場	全富津漁協 新富津漁協	"	—	426,071	C重油の油膜がのり漁場近くに浮流し、被害の恐れがあり防除した。
鹿児島県 屋久島地区	4.1.21	上屋久町地先海岸	上屋久町漁協	"	—	2,540,200	直径2~10cmの軟らかいオイルボールが漂着、再流出して網漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
鹿児島県 西磯地区	4.1.29~ 4.1.31	甕島及び市来町から 加世田市にいたる地先 海岸	里村漁協 浦内" 市来町" 江口" 吹上町" 加世田市"	"	—	2,580,808	大量のオイルボールが海岸に漂着、バッチリ網、地曳網、各種磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。
山口県 防府市地区	4.2.2	防府市地先のり漁場	防府漁協 中浦"	漁業被害 防除清掃	4,454,949	350,932	廃油と思われる油がのり漁場に流入し、養殖のりを汚染した。
鹿児島県 屋久島地区	4.2.5	屋久町地先海岸	屋久町漁協	防除清掃	—	835,098	直径15cm大の軟らかいオイルボールが漂着、再流出して磯建網や定置網に被害の恐れがあり清掃した。
千葉県 木更津市地区	4.2.18	木更津市北部 南部のり漁場	牛込漁協 金田" 久津間" 久津川" 木更津"	漁業被害 防除清掃	10,465,272	2,312,060	C重油がのり漁場に広範囲に流入し、養殖のりを汚染した。

平成4年度第1回中央審査会上程分(その1つづき)

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協	被害内容	認定額		被害状況
					漁業被害	防除清掃	
鹿児島県 種子島地区	4.2.21～ 4.2.22	中種子町、南種子町 地先海岸	中種子町漁協 南	防除清掃	—	6,371,168	コブシ大からソフトボトポール大のオイルポールが漂着、再流出して根付資源や磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
鹿児島県 屋久島地区	4.2.25	上屋久町地先海岸	上屋久町漁協	〃	—	460,730	直径2～10cmの軟らかいオイルポールが漂着、再流出して付近の網漁業に被害の恐れがあり清掃した。
千葉県 富津市地区	4.2.29	全富津漁協のり漁場	全富津漁協 新富津	〃	—	204,677	ビルジと思われる油がのり漁場近くを浮流し、被害の恐れがあり防除した。
鹿児島県 奄美大島地区	4.3.16	竜郷町地先海岸	竜郷町漁協	〃	—	2,258,150	直径2～3cmの軟らかいオイルポールが漂着、再流出してモズク、真珠養殖等に被害の恐れがあり清掃した。
合計					14,920,221	40,289,802	

別記関係漁協

平戸漁協 小値賀漁協 度島漁協 大島村漁協 中野漁協 獅子漁協 舖浦漁協
 中津良漁協 宇久町漁協 津吉漁協 宇久町神浦漁協 志々伎漁協

平成4年度第2回中央審査会上程分（その2）

県・地区名	発生日	発生場所	関係漁協	被害内容	認定額		被害状況
					漁業被害	防除清掃	
鹿児島県 屋久島地区	4.4.8	屋久町地先海岸	屋久町漁協	防除清掃	—	689,518	直径20cmの軟らかいオイルボールが漂着、再流出して磯建網や定置網に被害の恐れがあり清掃した。
鹿児島県 種子島地区	4.4.15	西之表市地先東海岸	西之表市漁協	”	—	2,602,160	直径0.5～1cmの軟らかいオイルボールが漂着、再流出してトコブシ、天草、磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
沖縄県 池間島地区	4.4.16	池間島地先海岸	池間漁協	”	—	3,234,021	直径1～10cmの軟らかいオイルボールが藻とともに漂着、再流出して採貝漁業に被害の恐れがあり清掃した。
鹿児島県 種子島地区	4.4.15	西之表市地先西海岸	西之表市漁協	”	—	2,873,720	直径0.5～10cmの軟らかいオイルボールが漂着、再流出してトコブシ、天草、磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
島根県 出雲西部地区	4.5.27～ 4.6.10	平田市から大田市にいたる地先海岸	北浜漁協 大社町” 湖陵町” 久手” 鳥井”	”	—	513,861	直径1～10cmの軟らかいオイルボールが漂着、溶けたり再流出して地曳網・定置網、採貝漁業に被害の恐れがあり清掃した。
計					—	9,913,280	

地方審査会の動き

のり養殖の最盛期を迎えた2月に入り、発生した。両県において、それぞれ地方
 山口県、千葉県で相次いでのり漁場への審査会が開催され、その検討結果が中央
 油の流入があり、生産中ののりに被害が審査会に報告された。

○山口県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	検 討 内 審
平成4年3月24日	<p>平成4年2月2日、山口県防府、中浦漁協のり漁場に廃油と思われる油が流入し、養殖中ののりを汚染した。両組合では関係機関に通報するとともに合同で調査・検討した結果、汚染原藻の刈り取り廃棄処分を決定した。</p> <p style="text-align: center;">被害区分：汚染原藻の廃棄による被害、防除・清掃費用</p>

○千葉県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	検 討 内 審
平成4年4月14日	<p>平成4年2月18日木更津市北部、南部のり漁場にC重油が流入し養殖中ののり、施設を汚染した。被害を受けた5漁協では関係機関に通報するとともに合同で調査・検討した結果、汚染原藻の刈り取り廃棄と油臭乾のりの廃棄および施設の払拭作業を実施することを決定した。</p> <p style="text-align: center;">被害区分：汚染原藻、油臭乾のりの廃棄による被害、防除・清掃費用</p>

評議員の委嘱について

評議員

新	旧
九鬼 隆正 全国海苔貝類漁業協同組合連合会 専務理事	真田 和美 同 左

真田 和美氏は平成4年5月28日付けをもって、当基金の評議員を辞任されたので、新任の九鬼隆正氏を後任の評議員として委嘱し、平成4年6月19日付けで就任した。

中央審査会委員の委嘱について

中央漁場油濁被害等認定審査会委員

新	旧
吉田 進 (社) 日本船主協会 法規専門委員会委員	岡部 邦男 同 左

岡部邦男氏の異動に伴う後任として、平成4年7月24日付けで新任の吉田進氏に委嘱した。

新	旧
生明 登 全国漁業協同組合連合会 常任理事	菅原 昭 同 左

菅原昭氏の専務理事昇格及び業務分担の変更に伴う後任として、平成4年7月8日付けで新任の生明登氏に委嘱した。

新	旧
島内 寿之 全国海苔貝類漁業協同組合連合会 常務理事	田中 明男 同 左

田中明男氏の異動に伴う後任として、平成4年4月22日付けで新任の島内寿之氏に委嘱した。

地方審査会委員名簿

任期満了に伴い、平成4年8月当基金理事長から委嘱された都道府県漁場油濁被害等認定審査会の委員（任期は平成4年8月1日～平成6年7月31日）は、次のとおりである。

（平成4年8月1日現在）

都県	氏名	所属・役職名
青 森	石岡 勝 栄	青森県漁業協同組合連合会 専務理事
	高杉 芳 暉	青森県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	森内 秀 麿	青森県漁業共済組合 専務理事
	前川 好 弘	青森県水産振興会 常務理事
	関野 哲 雄	青森県水産部 次長
	村上 圭 郎	青森県水産増殖センター 所長
	内山 日出夫	青森県環境保健部環境保全課長
	羽賀 兵 吉	青森県商工会議所連合会 常任幹事
	坂上 寿 一	青森県石油商業協同組合 理事長
	田沼 四 郎	東北電力(株)青森支店 支店長
宮 城	阿部 國 夫	宮城県漁業協同組合連合会 会長理事
	小野 斎	宮城県漁業協同組合連合会 専務理事
	毛呂 達 夫	宮城県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	大山 守 一	宮城県漁業共済組合 組合長
	藤原 等	宮城県水産林業部 次長（技術担当）
	泉野 三 郎	宮城県水産林業部 水産課長
	丹野 重 雄	宮城県水産試験場長
	西澤 敏	東北大学 名誉教授
	斎藤 八 郎	宮城県商工会議所連合会 常任幹事
	佐々木 善明	宮城県石油商業協同組合 海上部会幹事

都県	氏名	所属・役職名
千葉	岡田栄次	千葉県漁業協同組合連合会 常務理事
	布施博	千葉県漁業共済組合 常務理事
	安田昭	(財)千葉県漁業振興基金 前専務理事
	上倉一宏	(財)千葉県漁業振興基金 専務理事
	小山厚生	千葉県水産部水産課長
	海保宣之	千葉県水産部栽培漁業課長
	佐藤新	千葉県水産試験場長
	吉田勇	(社)千葉県商工会議所連合会 専務理事
	深見涉	東京湾海難防止協会千葉県支部長
塚田昭夫	(社)千葉県経済協議会 専務理事	
東京	前田平太郎	東京都漁業協同組合連合会 会長理事
	津久井清	港漁業協同組合 組合長理事
	小松三千夫	東京都漁業共済組合 専務理事
	三村哲夫	東京都漁船保険組合 専務理事
	林道夫	東京都労働経済局農林水産部水産課長
	中村正二郎	東京都水産試験場長
	長谷川猛	東京都水質保全部水質規制課長
	山下悦旦	東京商工会議所 中小企業相談センター課長
	笹野好男	東京商工会議所 名誉議員 (千歳商会社長)
郷良太郎	東京商工会議所議員 (ニチエン化工社長)	
愛知	長木一	愛知県漁業協同組合連合会 会長理事
	荒井幸二郎	” 常務理事
	木村金雄	愛知県漁船保険組合 組合長
	中村匡宏	愛知県漁業共済組合 参事
	安藤幸夫	愛知県農業水産部水産振興室長
	瀬古幸郎	愛知県水産試験場長
	喜田和四郎	三重大学生物資源学部教授
	古田二郎	古田技術事務所 所長
	中村泰三	東海鉄鋼協会 事務局次長
三熊克人	出光興産(株) 愛知製油所副所長	

都県	氏名	所属・役職名
福井	五十嵐賢二	福井県漁業協同組合連合会 専務理事
	吉田宣幸	福井県信用漁業協同組合連合会 参事
	秦 欽 弥	福井県漁業共済組合 専務理事
	中村英夫	福井県県民生活部環境保全課長
	藤田純一	福井県農林水産部水産課長
	今 攸	福井県水産試験場長
	山口達郎	福井県商工会議所連合会 専務理事
	山田与志夫	セーレン(株)取締役技術開発部 部長
兵庫	大下 隆	東洋紡績(株)敦賀工場工務部長
	青 正 輔	兵庫県漁業協同組合連合会 専務理事
	天野栄蔵	兵庫県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	坂井 登	兵庫県漁業共済組合 専務理事
	廣末哲郎	(株)兵庫県水産公害対策基金 専務理事
	高橋伊勢雄	兵庫県農林水産部水産課長
	小林悦夫	兵庫県保健環境部環境局水質課長
	山内幸児	兵庫県水産試験場長
	楳谷力生	姫路商工会議所 専務理事
	河地紀英	(株)神戸製鋼所 環境エネルギー部副部長
吉岡義晃	出光興産(株)兵庫製油所 副所長	
岡山	西川 太	岡山県漁業協同組合連合会 専務理事
	新谷 荘 一	全国共済水産業協同組合連合会 県事務所長
	大塚光一郎	(株)倉敷水産協会 専務理事
	清水 昭	(株)岡山県漁業操業安全協会 監事
	片山勝介	岡山県農林部水産課長
	杉山 瑛 之	岡山県水産試験場長
	高田希望	岡山県環境保健部水質保全課長
	大森 智	岡山県商工会議所連合会 専務理事
	渡辺靖雄	三菱石油(株) 水島製油所 副所長
	田村節夫	耐火物協会中国四国支部長

都県	氏名	所属・役職名
広島	吉岡好夫	広島県漁業協同組合連合会 会長理事
	渡辺隼夫	広島県漁業協同組合連合会 専務理事
	角本彌久治	広島県信用漁業協同組合連合会 会長理事
	佐久間森三	広島県漁業共済組合 組合長
	三好義照	広島県農政部水産漁港課長
	香川清孝	広島県環境保健部環境保全課長
	猪子嘉生	広島県水産試験場長
	桑田耕造	広島県商工会議所連合会 幹事長
	森伸治	日本鋼管(株)福山製鉄所 総務部総務室長
	玉木一二	広島県石油商業組合 理事長
山口	浜村博	山口県漁業協同組合連合会 専務理事
	富山昭	(株)山口県栽培漁業公社 常務理事
	岡利樹	山口県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	柳田高治	山口県漁業共済組合 専務理事
	原田寿美雄	山口県水産部 次長
	中岡崇	山口県環境保健部 環境保全課長
	田村瀬	山口県内海水産試験場 場長
	高嶋寿男	岩国商工会議所 専務理事
	幸村基予士	出光興産(株)徳山製油所副所長
	松本雄吉	宇部興産(株)渉外室長
島根	青山善太郎	島根県漁業協同組合連合会 会長理事
	中島俊夫	島根県信用漁業協同組合連合会 会長理事
	谷口一春	島根県漁業共済組合 組合長
	渡邊健造	島根県沿岸漁場整備開発協会 理事
	三上健彦	島根県農林水産部漁政課長
	服部守男	島根県水産試験場長
	岩田弘志	島根県総務部消防防災課長
	当木哲夫	島根県商工会議所連合会 幹事長
	土田好治	島根県商工会議所連合会 会長
	持田治雄	島根県石油商業組合 理事長

都県	氏名	所属・役職名
香川	長町 鏡二郎	香川県漁業協同組合連合会 専務理事
	藤原 恵三郎	香川県海苔養殖研究会 会長
	多田 政信	香川県漁業共済組合 専務理事
	平岡 雅朗	香川県漁業操業安全協会 事務局長
	高橋 昭	香川県農林水産部 水産課長
	小野 知足	香川県水産試験場長
	横井 聰	香川県環境保健部 公害課長
	山口 保	香川県商工会議所連合会 専務理事
	金谷 嘉博	四国電力(株)高松支店 支店長
	多田 羅進	香川県石油商業組合 副理事長
愛媛	二宮 英二	愛媛県漁業協同組合連合会 専務理事
	檜垣 哲男	愛媛県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	上田 清水	愛媛県漁業共済組合 参事
	堀本 次男	愛媛県漁業信用基金協会 専務理事
	前田 健二	愛媛県水産局水産課長
	矢野 主税	愛媛県中予水産試験場長
	御手洗 清	愛媛県環境保健部環境保全課長
	長谷部 稔	愛媛県商工会議所連合会 事務局長
	篠崎 護	四国電力(株)松山支店 支店長
	大塚 卓雄	コスモ松山石油(株)総務部長
高知	中野 廣中	高知県漁業協同組合連合会 専務理事
	久保 光男	高知県漁業共済組合 専務理事
	岡田 誠一	高知県漁業信用基金協会 専務理事
	森本源一郎	高知県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	竹澤 嘉治	高知県水産局漁業振興課長
	石田 善久	高知県水産試験場長
	島内 幸洋	高知県保健環境部環境対策課長
	下元 敏晴	高知弁護士会 弁護士
	田上 正雄	高知県商工会議所連合会 専務理事
	渋谷 唯猪	高知県石油業協同組合 専務理事

都県	氏名	所属・役職名
福岡	白木秋好	福岡県漁業協同組合連合会 専務理事
	小宮光峰	福岡県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	田中好廣	福岡県漁船保険組合 専務理事
	黒田孝夫	福岡県漁業共済組合 専務理事
	片山繁文	福岡県衛生部環境整備局環境保全課長
	角健造	福岡県水産林務部水産振興課長
	林功	福岡県水産海洋技術センター豊前海研究所長
	安土精俊	福岡県商工会議所連合会 事務局長
	若杉健太郎	(株)新出光 代表取締役名誉会長
	木道義雄	九州電力(株)立地環境部長
大分	安藤治人	大分県漁業協同組合連合会 会長理事
	嶋原勝	大分県信用漁業協同組合連合会 会長理事
	呉藤一郎	大分県漁業共済組合 組合長
	阿部哲次	大分県漁船保険組合 組合長
	池部慎三	大分県林業水産部漁政課長
	田島寿	大分県環境保健部公害規制課長
	佐藤利吉	大分県水産試験場長
	柴田辰男	大分県商工会議所連合会 専務理事
	小田孝雄	昭和電工(株)大分事業所 所長
	小山晃生	九州石油(株)大分製油所 総務部長
長崎	部原正夫	長崎県漁業協同組合連合会 専務理事
	田中美代治	長崎県信漁連 漁協信用事業強化推進本部長
	坂江松一郎	長崎県漁業信用基金協会 参事
	甲斐原英雄	長崎県漁業共済組合 参事
	渡邊耕治	長崎県水産部 漁政課長
	木場田賢	長崎県環境保全課長
	藤木哲夫	長崎県水産試験場長
	高比良登	長崎県商工会議所連合会 事務局長
	永田禎志	長崎県経営者協会 専務理事
	藤岡邦雄	長崎県石油協同組合 理事長

都県	氏名	所属・役職名
鹿児島	中村幸雄	鹿児島県漁業協同組合連合会 専務理事
	福留正志	鹿児島県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	阿久根邦夫	鹿児島県漁業共済組合 常務理事
	日高富男	鹿児島大学水産学部 学部長
	三木修一	鹿児島県林務水産部水産振興課長
	目原克彦	鹿児島県保健環境部環境保全課長
	武田健二	鹿児島県水産試験場長
	村尾勉	鹿児島県環境技術協会 事務局長
	上田憲幸	九州電力(株)鹿児島支店 支店長
田中稔	鹿児島商工会議所 専務理事	
沖縄	伊野波盛仁	沖縄県漁業協同組合連合会 専務理事
	髙原俊太郎	沖縄県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	玉城利廣	沖縄県漁業共済組合 組合長
	崎山憲一	沖縄県漁業信用基金協会 専務理事
	平良幸男	沖縄県農林水産部 漁政課長
	比嘉真三	沖縄県環境保健部公害対策課長
	桃原仁一	沖縄県水産試験場長
	米村幸政	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事
	久場川森男	沖縄電力(株)研究開発部長
稲嶺康久	沖縄石油精製(株)安全環境部長	

(紹介)

(社)海と渚環境美化推進機構

水産庁研究部漁場保全課

課長 吉崎 清

繁栄を続ける我が国の経済活動、便利さや、豊かさを追求する生活様式の改善等のつけが、最終的には産業排水、生活雑排水及び各種ゴミとして沿岸水域に大量に排出されており、環境汚染が深刻化しています。このような状況下で、従来から漁業者が中心となって生産の場である海、生活の場である浜辺のクリーンアップ活動を、自主的に実施してきました。

青く豊かな海、白砂青松の浜辺は我々人類みんなの貴重な財産であります。生命の源である海は自然生態系の維持や環境の保全に大きな役割を果たしています。この海を青く豊かに保った状態で後世に伝えていくことが、我々の責務ではないでしょうか。

地球環境年の本年、海の世界環境保全を全国的な運動として盛り上げるため、社団法人「海と渚環境美化推進機構」(マリンブルー21)を漁業者が中心となって各界各層の賛同を得て7月に設立しました。海と渚の環境美化運動は、①海岸廃棄物や空き缶、空きビン、ゴミ等の回収・清掃、②海亀、イルカ等の希少動物の保護、③藻場、干潟、渚等の定点観測その他の保全整備、④海岸のゴミの分析調査、漂着ゴミの処分方法の研究等、⑤海と渚

の環境美化思想、水産資源の保護思想の普及・啓発等を中心に展開していきます。これらの活動の支援等を行っていくため主として夏場に、水色と白の2枚の羽根による「海の羽根募金運動」を実施します。各都道府県においても本運動の実施体制を整備し、地域における海と渚の環境美化運動と海の羽根募金運動を展開することになっています。

海のクリーンアップのイベントは既に7月18日には三重県で、19日には長崎県で実施されました。又、8月23日には熊本県で、29日には福岡県で実施される予定で、その際、推進機構はPRを行います。その他7月20日から31日まで農林水産省本館1階の消費者の部屋で、「青く豊かな海づくりの週」特別展示を行いました。ここでも推進機構のPRと募金活動を実施し、成果を収めたところです。

今後推進機構の充実を図るためには、①運営委員会を十分に活用して、斬新なアイデアを実行に移す。②PRに努め会員の加入促進を図る。③早急に各都道府県の実施体制の整備を行う。④ボランティアグループとの関係を密にする。⑤現場の状況を十分把握し、事業に反映させる。等が必要であります。関係者の絶大なるご協力をお願いします。

(官庁等人事異動)

官公庁人事移動

所 属	発令年月日	職 名	新任者名	前任者名
通商産業省	H 4.6.23	立地公害局 環境政策課 課長	今井 康夫	若杉 隆平
”	H 4.5.25	立地公害局 環境政策課 総括班長	木下 政司	川本 明
”	H 4.4. 1	立地公害局 環境政策課 係長	原田 慶一	夏目 健夫
運 輸 省	H 4.6.23	海上交通局 総務課 課長	土橋 正義	西村 泰彦
”	H 4.4. 1	海上交通局 総務課 係長	鈴木 健壽	長町 哲次

油濁基金人事異動

発令年月日	新	氏 名	旧
H 4. 4. 1	総務課長	畠山 博	業務部兼総務課

(編集後記)

- 当基金の中央漁場油濁被害等認定審査会委員である、成田健治弁護士に寄稿頂きました「漁場被害解決の手引き」は如何でしたでしょうか。

この寄稿は、当基金の仕事とは直接関連はありませんが、漁業被害補償の基本的事項についてわかりやすく解説して頂きましたので、現場での事故発生時には大いに参考となると思い企画いたしました。

紙面の都合で3回に分けまして掲載いたしますが、掲載期間中に、この記事に関連いたしますご質問等がございましたら当基金宛にご連絡下さい。成田弁護士の指導のもとにご回答することといたします。

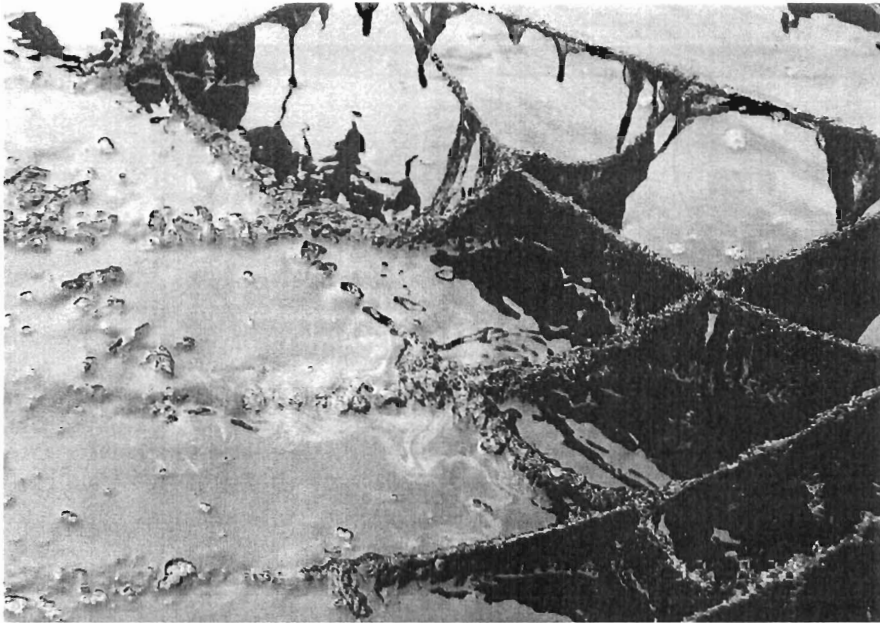
- (財)海上保安協会業務部長葛西清之氏に寄稿頂きました「海洋汚染防止活動事業の概要」は如何でしょうか。

海洋汚染防止推進委員(海上汚染防止モニター)の海上公害活動に積極的に取り組んでおられる様子がうかがえたことと思います。

当基金ではモニターから、関係機関を通じまして油濁発生情報を頂くこともありますが今後ともモニターの方々のご活躍を期待いたしております。

- 本号では、平成3年度における当基金の事業概要を報告いたしました。

これによりまして原因者不明の油濁被害の全国的な発生状況がお判り頂けたことと思います。



○ 重油と思われる油がのり養殖漁場に流入し、被害を与えた。
(平成4年2月18日発生、千葉県木更津市地区)



(人物紹介)

(財)千葉県漁業振興基金
業務課長補佐 畠山俊之

人物紹介の欄で一番最初に登場したのが、当財団の職員だったと記憶しております。あれから4年、早いもので全国の油濁被害を担当している職員を一回りして、又当財団へ戻って参りました。私も油濁被害を担当して10数年になりますが、毎回各県漁連の担当者の苦労談を読んでいると心の痛む思いです。

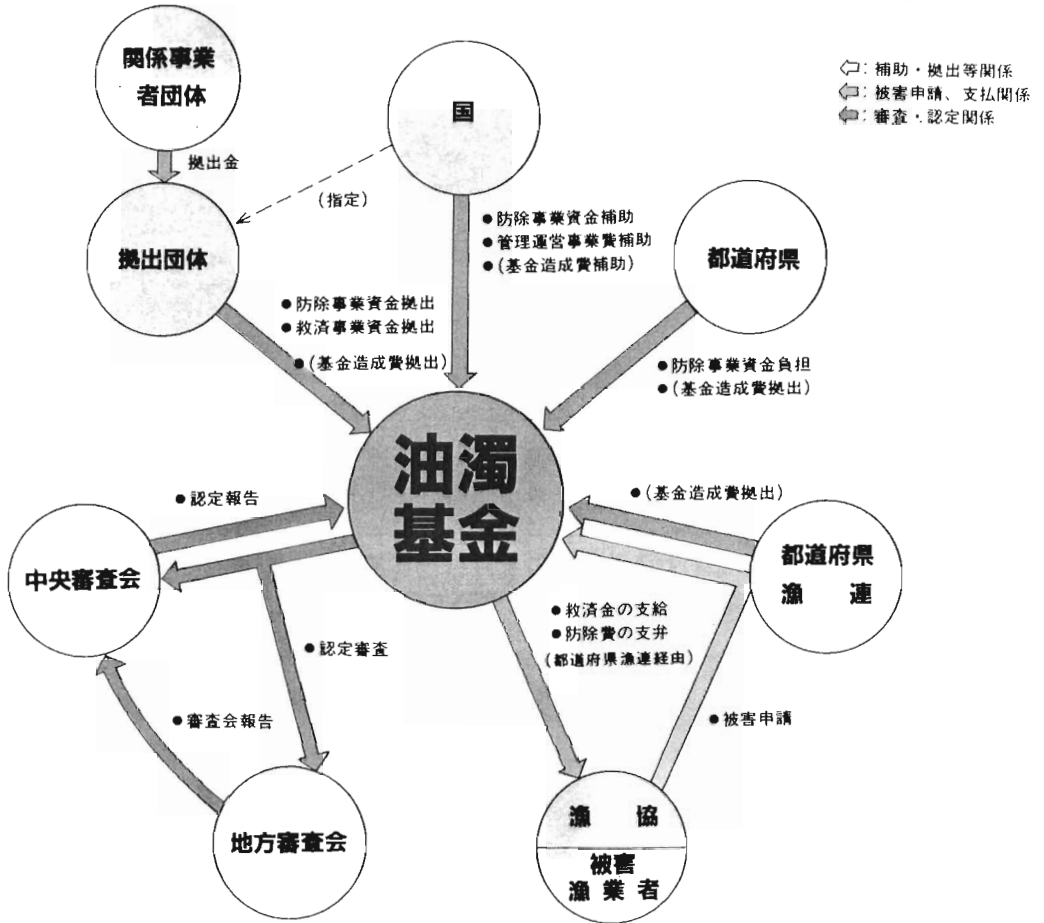
千葉県は東京湾という日本一船舶交通の輻輳する海域の中で漁業生産活動を営んでいるため、原因者不明・判明の油濁被害を始めとして、のり養殖施設や定置網施設への侵入損壊等種々被害が頻発しております。

平成3年度は油濁発見回数も233件を数え、当財団始まって以来の最多数量となっており、被害申請に繋る原因者不明の油濁被害は7件(給付額76,217,040円)と油濁基金へ提出する審査会報告書を作成するのもにも苦労いたしました。

何時の日か、海洋汚染防止法等の罰則基準の強化により油濁被害から無罪放免されるのが待ち遠しい毎日です。

担当者諸君よ、一日も早く油濁被害が無くなり、輝く青い海が蘇る日を祈ろうではありませんか。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠出団体

農林水産省関係
通商産業省関係

- (社)大日本水産会
- 石油連盟
- (社)経済団体連合会
- (社)日本貿易会
- 日本アンモニア協会
- (社)日本ガス協会
- 運輸省関係
- (社)日本船主協会
- (財)日本船舶振興会

- 電気事業連合会
- (社)日本電機工業会
- (社)日本産業機械工業会
- 日本化学繊維協会
- 日本内航海運組合総連合会

- (社)日本鉄鋼連盟
- (社)日本自動車工業会
- 石油化学工業協会
- (社)セメント協会
- (社)日本旅客船協会

発行月 1992年8月
 発行所 財団法人 漁場油濁被害救済基金
 住所 〒101 東京都千代田区内神田2-2-1
 鎌倉河岸ビル6階
 電話 03-3254-7033
 ファックス 03-3254-3978 ㊞